

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（目次）

変更前	変更後	変更理由
<p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価 (中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備 (中略)</p> <p>III 特定原子力施設の保安・・・・・・・・・・・・・・・・ III-1            第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置) ・・・ III-1-1-1            第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)・・・・・・・・ III-2-1-1            第3編 (保安に係る補足説明)            (中略)            1.6 安全確保等の運転責任者について・・・・・・・・ III-3-1-6-1            (中略)            4 <u>保守管理</u>に係る補足説明            (中略)            4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の<u>保守管理</u>について・・・ III-3-4-2-1</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>はじめに</p> <p>I 特定原子力施設の全体工程及びリスク評価 (中略)</p> <p>II 特定原子力施設の設計, 設備 (中略)</p> <p>III 特定原子力施設の保安・・・・・・・・・・・・・・・・ III-1            第1編 (1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置) ・・・ III-1-1-1            第2編 (5号炉及び6号炉に係る保安措置)・・・・・・・・ III-2-1-1            第3編 (保安に係る補足説明)            (中略)            1.6 安全確保<u>設備</u>等の運転<u>管理</u>責任者について・・・・・・・・ III-3-1-6-1            (中略)            4 <u>保全計画策定</u>に係る補足説明            (中略)            4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の<u>保全</u>について・・・ III-3-4-2-1</p> <p>(以下, 省略)</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更, 記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>Ⅲ 特定原子力施設の保安</p> <p>東北地方太平洋沖地震に伴う事故前の福島第一原子力発電所においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条に基づき、原子炉施設の運転管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、緊急時の措置（関係機関への通報連絡や医療に関することを含む。）及び保安教育（協力企業従業員への保安教育含む。）等の保安のために必要な措置を「福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）」の第1章～第11章に定め、保安規定に基づき保安活動を実施していた。また、事故後においては、「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その1～その3）」に基づき、事故後に設置した原子炉压力容器・格納容器注水設備等の運転管理、保守管理、放射性廃棄物管理及び放射線管理等の保安のために必要な措置を保安規定における第12章として新たに定め、保安規定に基づき保安活動を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、「Ⅲ 特定原子力施設の保安」においては、「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」について措置を講ずべき事項の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保するため、現行保安規定第1章～第12章に定める保安のために必要な措置に、「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」及び現在の福島第一原子力発電所における運用の実態を適切に反映し、「特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項（保安規定）」として第1編（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の保安措置）及び第2編（5号炉及び6号炉の保安措置）を定める。また、第1編および第2編を補足する位置づけとして、運用に係る考え方や背景となっている評価、今後の計画等を第3編（保安に係る補足説明）に記載する。</p> <p>なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第13条の2（<u>火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>）から第13条の5（<u>大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備</u>）については、福島第一原子力発電所の状況を踏まえ対応を検討中であり、検討結果を本実施計画に反映する。</p>	<p>Ⅲ 特定原子力施設の保安</p> <p>東北地方太平洋沖地震に伴う事故前の福島第一原子力発電所においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第16条に基づき、原子炉施設の運転管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、緊急時の措置（関係機関への通報連絡や医療に関することを含む。）及び保安教育（協力企業従業員への保安教育含む。）等の保安のために必要な措置を「福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）」の第1章～第11章に定め、保安規定に基づき保安活動を実施していた。また、事故後においては、「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その1～その3）」に基づき、事故後に設置した原子炉压力容器・格納容器注水設備等の運転管理、保守管理、放射性廃棄物管理及び放射線管理等の保安のために必要な措置を保安規定における第12章として新たに定め、保安規定に基づき保安活動を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、「Ⅲ 特定原子力施設の保安」においては、「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」について措置を講ずべき事項の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保するため、現行保安規定第1章～第12章に定める保安のために必要な措置に、「Ⅱ 特定原子力施設の設計、設備」及び現在の福島第一原子力発電所における運用の実態を適切に反映し、「特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項（保安規定）」として第1編（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の保安措置）及び第2編（5号炉及び6号炉の保安措置）を定める。また、第1編および第2編を補足する位置づけとして、運用に係る考え方や背景となっている評価、今後の計画等を第3編（保安に係る補足説明）に記載する。</p> <p>なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第13条（<u>設計上考慮する事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置</u>）については、<u>適宜</u>、福島第一原子力発電所の状況を踏まえて対応を検討し、検討結果を本実施計画へ反映する。</p>	<p>現状に併せた記載の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 廃炉・汚染水対策最高責任者及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「<a href="#">NI-Z09-80</a> 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル（<a href="#">福島第一廃炉推進カンパニー</a>）」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p>	<p>（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 廃炉・汚染水対策最高責任者及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動基本マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p><u>(安全文化の醸成)</u>            第2条の3  <u>社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</u>  <u>2. 廃炉・汚染水対策最高責任者及び内部監査室長は、安全文化を醸成するため、「NI-Z09-80 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。</u>  <u>(2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</u>  <u>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。</u>  <u>3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</u></p>	<p>第2条の3  <u>削除</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)</u>」（以下「<u>JEAC4111</u>」という。）に<u>基づく品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた</u>、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き <u>JEAC4111</u> の定義に従う。 特定原子力施設：福島第一原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称 <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。<u>(以下「ニューシア」という。)</u> BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。 <u>(2) 組織は、次の事項を実施する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。</u> b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。</u> c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u> d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u> e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u> f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u> g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</u> h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質マネジメントシステム計画】</b></p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈</u>」（以下「<u>品質管理基準規則</u>」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、<u>安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保する</u>ことを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き <u>品質管理基準規則</u> の定義に従う。 (1) 特定原子力施設：福島第一原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称 (2) <u>ニューシア</u>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（<u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>）のことをいう。 (3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び<u>第68条</u>において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの<u>実効性を維持するため</u>、継続的に改善する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(3) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの運用において</u>、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）<u>に基づく重要性を基本として</u>、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。<u>また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</u>なお、<u>グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>プロセス及び特定原子力施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u>  b) <u>プロセス及び特定原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p>c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u>  e) <u>運転開始後の特定原子力施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p> <p>(4) 組織は、<u>これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソース</u>することを決めた場合には、「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。</p>	<p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。</u><u>この場合、以下の事項を適切に考慮し</u>、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）<u>を参考として</u>、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) <u>業務・特定原子力施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</u>  b) <u>特定原子力施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u>  c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1 参照）。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</u>  b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。</u>  c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（Performance Indicator）（以下「PI」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。</u>  d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。</u>  e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u>  f) <u>これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</u>  g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</u>  h) <u>原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」を定めるとともに、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>業務・特定原子力施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託</u>することを決めた場合には、<u>当該プロセスの管理を確実にする。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前		変更後		変更理由																																		
<p>運営管理プロセス (4.、5. 参照) 方針管理プロセス (5. 参照)</p> <p>業務の計画及び実施プロセス (7. 参照)</p> <p>評価プロセス 監視及び測定、分析プロセス (8.2.1, 8.2.3, 8.2.4, 8.4 参照)</p> <p>改善プロセス (8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3 参照)</p>	<p>資源の運用管理プロセス 施設、環境維持管理プロセス (6.3, 6.4 参照) 教育・訓練プロセス (6.2 参照)</p> <p>設計管理プロセス (7.3 参照)</p> <p>調達管理プロセス (7.4 参照)</p>	<p>運営管理プロセス (4.、5. 参照) 方針管理プロセス (5. 参照)</p> <p>業務の計画及び実施プロセス (7. 参照)</p> <p>評価プロセス 監視及び測定、分析プロセス (8.2.1, 8.2.3, 8.2.4, 8.4 参照)</p> <p>改善プロセス (8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3 参照)</p>	<p>資源の運用管理プロセス インフラストラクチャ、環境管理プロセス (6.3, 6.4 参照) 教育・訓練プロセス (6.2 参照)</p> <p>設計・開発プロセス (7.3 参照)</p> <p>調達管理プロセス (7.4 参照)</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>																																		
<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>		<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>																																				
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) <u>文書化した</u>、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 原子力品質保証規程 (Z-21)</p> <p>c) JEAC4111 が要求する “<u>文書化された手順</u>” である以下の文書及び記録</p>		<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。<u>これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 原子力品質保証規程</p> <p>c) <u>品質管理基準規則</u> が要求する “<u>手順書等</u>” である以下の文書及び記録</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NI-32</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>AM-19</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・<u>予防</u>処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NI-31</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-32	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>予防</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-31	原子力安全・統括部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・<u>未然防止</u>処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>未然防止</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																		
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-32	原子力安全・統括部																																		
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室																																		
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>予防</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-31	原子力安全・統括部																																		
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所																																			
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部																																			
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																																			
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>未然防止</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部																																			

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前						変更後						変更理由
d) 組織内のプロセスの <u>効果的</u> な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した <u>記録を含む</u> 文書						d) 組織内のプロセスの <u>実効的</u> な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した文書						関係法令等の改正に伴う変更
①以下の文書						①以下の文書						
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質保 証規程の関連 条項	名称	管理箇所	第3条以外の 関連条文		
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	<u>NI-37</u>	原子力安全・統括部	<u>第10条</u>	5.4.1, <u>8.2.1</u> , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, <u>8.2.1</u> , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	—		
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	<u>DG-24</u>	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	<u>5.4.2</u>	<u>5.4.2</u>	<u>原子力リスク管理基本マニュアル</u>	<u>プロジェクトマネジメント室</u>	—		
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	<u>QA-18</u>	業務統括室	—	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>5.4.2, 7.1</u>	<u>変更管理基本マニュアル</u>	<u>業務統括室</u>	—		
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	<u>NH-30</u>	原子力人財育成センター	第79条～第81条	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3		
<u>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</u>	<u>6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</u>	<u>運転管理基本マニュアル</u>	<u>QI-51</u>	<u>建設・運用・保守センター</u>	<u>第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条</u>	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力人財育成センター	第79条～第81条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	<u>QD-52</u>	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条		
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	<u>QJ-54</u>	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条		
		保守管理基本マニュアル	<u>QI-55</u>	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条			<u>施設管理基本マニュアル</u>	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条		
		放射線管理基本マニュアル	<u>QJ-53</u>	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条			放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条		
		原子力災害対策基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	<u>NM-79</u>	原子力運営管理部	第69条～第78条			原子力災害対策基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力運営管理部	第69条～第78条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	<u>DF-57</u>	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条		
<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)</u>	<u>NI-Z09-80</u>	原子力安全・統括部	<u>第2条の2, 第2条の3</u>							
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	<u>DF-21</u>	プロジェクトマネジメント室	—	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>7.1, 7.2.1, 7.5</u>	<u>法令等の遵守に係る活動基本マニュアル</u>	業務統括室	<u>第2条の2</u>		
<u>8.2.4</u>	<u>8.2.4</u>	<u>検査及び試験基本マニュアル</u>	<u>DG-13</u>	廃炉安全・品質室	<u>第68条, 第81条</u>	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	<u>健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)</u>	原子力安全・統括部	—		
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	<u>QH-14</u>	計画・設計センター	—					外部コミュニケーション基本マニュアル	プロジェクトマネジメント室	—
7.4	7.4	原子燃料調達基本マニュアル	<u>QD-15</u>	プール燃料取り出しプログラム部	—	<u>7.3</u>	<u>7.3</u>	<u>設計管理基本マニュアル</u>	<u>計画・設計センター</u>	—		
(中略)	(中略)					7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	計画・設計センター	—		
						<u>8.2.4</u>	<u>8.2.4</u>	<u>検査及び試験基本マニュアル</u>	廃炉安全・品質室	<u>第68条, 第81条</u>		
						(中略)	(中略)					



変更前	変更後	変更理由
<p>4.2.2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「Z-21 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。</p>	<p>4.2.2 品質マニュアル (1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 (2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。 a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの適用範囲 d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報 e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理 (1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。 a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 4.2.1 c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。 (2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。 a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。 b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。 c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。 e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。 f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。 (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。 (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者の<u>コミットメント</u>            社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u>            b) <u>品質方針を設定する。</u>            c) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。            e) 資源が使用できることを確実にする。            f) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5.2 原子力安全の重視            社長は、<u>原子力安全を最優先に位置付け</u>、業務・特定原子力施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7.2.1 及び 8.2.1 参照）。</p> <p>5.3 品質方針            社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) <u>東京電力の経営理念</u>に対して適切である。            b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。            c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。            d) 組織全体に伝達され、理解される。            e) 適切性の持続のためにレビューされる。            f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・特定原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) a) 参照）を設定することを確実にするために、「<u>NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」を定めさせる。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の<u>原子力安全のためのリーダーシップ</u>            社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u>            b) <u>品質目標が設定されることを確実にする。</u>            c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</u>            d) マネジメントレビューを実施する。            e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</u>            g) <u>担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u>            h) <u>すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視            社長は、<u>組織の意思決定の際には、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合し（7.2.1 及び 8.2.1 参照）、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p>5.3 品質方針            社長は、品質方針（<u>健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。</u>）について、次の事項を確実にする。  <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況</u>に対して適切である。            b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>実効性の維持及び継続的な改善</u>に対するコミットメントを含む。            c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。            d) 組織全体に伝達され、理解される。            e) 適切性の持続のためにレビューされる。            f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・特定原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) b) 参照）が設定されることを確実にする。<u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u>            b) <u>必要な資源</u>            c) <u>責任者</u>            d) <u>実施事項の完了時期</u>            e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、<u>次の事項を</u>確実にする。</p> <p><u>a) 品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れるよう管理する。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」を踏まえ、<u>保安活動を実施するための責任及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを</u>確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」に基づく保安活動への支援を確実にする。<u>なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、保安活動の内容について説明する責任を有する。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、内部監査室長及び廃炉・汚染水対策最高責任者を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限 a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、<u>関係法令の遵守及び原子力安全</u>についての認識を高めることを確実にする。 (3) 廃炉・汚染水対策最高責任者の管理責任者としての責任及び権限 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>成果を含む実施</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、<u>関係法令の遵守及び原子力安全</u>についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを</u>確実にする。</p> <p><u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを</u>確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。 <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割り当て</u> <u>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを</u>確実にする。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「<u>職制および職務権限規程</u>」を踏まえ、責任（<u>担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。</u>）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者の職務等）に定められ、<u>また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを</u>確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「<u>職制および職務権限規程</u>」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、内部監査室長及び廃炉・汚染水対策最高責任者を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限 a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。 b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>運用</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 内部監査プロセスを通じて、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保</u>についての認識を高めることを確実にする。 <u>d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u> (3) 廃炉・汚染水対策最高責任者の管理責任者としての責任及び権限 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。 b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>運用</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保</u>についての認識を高めることを確実にする。 <u>d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5.5.3 <u>プロセス責任者</u>            社長は、<u>プロセス責任者</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善</u>する。            b) 業務に従事する要員の、業務・特定原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。            c) <u>成果を含む</u>実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。            d) 安全文化を<u>醸成するための活動を促進</u>する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション            社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、<u>マネジメントレビューや福島第一廃止措置保安委員会等を通じて</u>、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>に関しての情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー            5.6.1 一般            (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、<u>妥当かつ有効</u>であることを<u>確実に</u>するために、「QA-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。            (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。            (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>5.5.3 <u>管理者</u>            (1) 社長は、<u>第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>実効性を維持</u>する。            b) 業務に従事する要員の、業務・特定原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。            c) <u>業務の実施状況</u>について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。            d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持</u>する。            e) <u>法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p> <p>(2) 管理者は、<u>与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。</u>            b) <u>要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。</u>            c) <u>原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u>            d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に特定原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u>            e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。</u></p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション            社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>に関しての情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー            5.6.1 一般            (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること<u>及び実効性が維持されていることを評価</u>するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、<u>年1回以上</u>品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。            (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。            (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット                      マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。                      a) 監査の結果                      b) 原子力安全の達成に関する外部の<u>受け止め方</u>                        c) プロセスの<u>成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</u>                        d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u>                        e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u>                      f) <u>関係法令の遵守状況</u>                      g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ                      h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更                      i) 改善のための提案</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット                      (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。                      a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>有効性</u>の改善                      b) 業務の計画及び実施に<u>かかわる</u>改善                      c) 資源の必要性</p> <p>6. 資源の運用管理                      6.1 資源の提供                      組織は、人的資源、<u>特定原子力施設</u>、作業環境を含め、<u>原子力安全に必要な資源</u>を提供する。</p> <p>6.2 人的資源                      6.2.1 一般  <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</u></p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット                      マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。                      a) <u>内部</u>監査の結果                      b) 原子力安全の達成に関する外部の<u>者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u>                      c) プロセスの<u>運用</u>状況                      d) <u>自主検査等の結果</u>                      e) <u>品質目標の達成状況</u>                      f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u>                      g) <u>法令・規制要求事項の遵守状況</u>                      h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u>                        i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ                      j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更                      k) 改善のための提案                      l) <u>資源の妥当性</u>                      m) <u>保安活動の改善のためにとった措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット                      (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。                      a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>実効性の維持に必要な改善</u>                      b) 業務の計画及び実施に<u>係る</u>改善                      c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性</u>                      d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u>                      e) <u>法令・規制要求事項の遵守に関する改善</u></p> <p>6. 資源の運用管理                      6.1 資源の提供                      組織は、<u>原子力安全を確実なものにするために必要な</u>人的資源、<u>インフラストラクチャ</u>、作業環境及び<u>その他</u>必要な資源を<u>明確にし、確保し、提供</u>する。</p> <p>6.2 人的資源                      6.2.1 一般  <u>組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 組織は, 次の事項を「<u>NH-30 教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に従って実施する。</p> <p>a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する</u>要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) <u>該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）, その必要な力量に到達することができるように</u>教育・訓練を行うか, 又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の<u>有効性</u>を評価する。</p> <p>d) <u>組織の</u>要員が, 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し, 品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育, <u>訓練, 技能</u>及び<u>経験</u>について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>6.3 <u>特定原子力施設</u> 組織は, 原子力安全の達成のために必要な<u>特定原子力施設を「<u>QI-55 保守管理基本マニュアル</u>」及び「<u>DF-57 廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき明確にし, 維持管理する。また, <u>原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するための</u>インフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし, 維持する。</u></p> <p>6.4 作業環境 組織は, <u>放射線に関する作業環境を基本とし, 異物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め,</u>原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし, 運営管理する。</p> <p>7. <u>業務の計画及び実施</u> 7.1 業務の計画 (1) 組織は, 保安活動に必要な業務のプロセスを計画し, 運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, <u>保守管理, 廃止措置, 緊急時の措置, 関係法令の遵守及び安全文化醸成活動</u>の各基本マニュアルに定める。また, 各基本マニュアルに基づき, 業務に必要なプロセスを計画し, 構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1参照）。</p> <p>(3) 組織は, 業務の計画に当たって, 次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に特有な, プロセス及び文書の確立の必要性, 並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・特定原子力施設のための検証, 妥当性確認, 監視, 測定, <u>検査及び試験活動</u>, 並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは, 組織の運営方法に適した<u>形式</u>にする。</p>	<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 組織は, <u>要員の力量を確保するために, 保安活動の重要度に応じて,</u>次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に従って実施する。</p> <p>a) 要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) <u>要員の力量を確保するために,</u>教育・訓練を行うか, 又は他の処置（<u>必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。</u>）をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の<u>実効性</u>を評価する。</p> <p>d) 要員が, <u>原子力安全に対する</u>自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し, 品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) <u>力量, 教育・訓練及び他の措置</u>について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u> 組織は, 原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし, <u>提供し,</u>維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は, 原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし, 運営管理する。<u>この作業環境は, 作業場所の放射線量を基本とし, 異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度, 照度, 狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</u></p> <p>7. <u>業務に関する計画の策定及び業務の実施</u> 7.1 業務の計画 (1) 組織は, 保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し, 運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, <u>施設管理, 廃止措置, 緊急時の措置, 法令等の遵守, 健全な安全文化の育成及び維持</u>の各基本マニュアルに定める。また, 各基本マニュアルに基づき, 業務に必要なプロセスを計画し, 構築する。<u>この計画の策定においては, 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され, 若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2)c)参照）を考慮する。</u></p> <p>(2) 業務の計画（<u>計画を変更する場合を含む。</u>）は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g)参照）。</p> <p>(3) 組織は, <u>プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む</u>業務の計画の策定及び変更に当たって, 次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a)と同じ。）</u></p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・特定原子力施設に特有な, プロセス及び文書の確立の必要性, 並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) その業務・特定原子力施設のための検証, 妥当性確認, 監視, 測定, <u>自主検査等</u>, 並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは, 組織の運営方法に適した<u>もの</u>とする。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・特定原子力施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1参照）において明確にする。 <u>a) 業務・特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項</u> <u>b)</u> 明示されていないが、業務・特定原子力施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「<u>NI-32</u> 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき業務・特定原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。 (4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を<u>修正</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るため<u>の効果的な方法</u>を「<u>DF-21</u> 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「<u>DF-57</u> 廃止措置基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、特定原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。 <u>a) 設計・開発の段階</u> <u>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u> <u>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</u></p> <p>(3) 組織は、<u>効果的</u>なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>更新</u>する。</p>	<p>7.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・特定原子力施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1参照）において明確にする。 <u>a) 明示されていないが、業務・特定原子力施設に不可欠な要求事項</u> <u>b) 業務・特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項</u> c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>業務・特定原子力施設に対する要求事項をレビューする</u>。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。 (4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を<u>改訂</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して<u>組織の外部の者とのコミュニケーション</u>を図るため、<u>以下の事項を含む実効性のある方法</u>を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 <u>a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</u> <u>b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> <u>c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する</u> <u>d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「<u>設計管理基本マニュアル</u>」及び「<u>廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、特定原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。<u>この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を含める。</u> (2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。 <u>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> <u>b) 設計・開発の段階</u> <u>c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</u> <u>d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限</u> <u>e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効的</u>なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>変更</u>する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 特定原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>b) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 特定原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>リリース前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施（特定原子力施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する<u>検査及び試験</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な特定原子力施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる特定原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、特定原子力施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>業務</u>・特定原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>c) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>業務</u>・特定原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。</u></p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施<u>及び</u>特定原子力施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する<u>自主検査等</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な特定原子力施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）、<u>プロセスの次の段階に移行する前に</u>検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる<u>業務</u>・特定原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。<u>この妥当性確認は、特定原子力施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該特定原子力施設の使用を開始する前に実施する。</u></p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、<u>業務の実施及び</u>特定原子力施設の使用<u>の</u>前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>7.3.7 設計・開発の変更管理                      (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。                      (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。                      (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の特定原子力施設を構成する要素及び関連する特定原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。                      (4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.4 調達                      組織は、「<u>DF-57</u> 廃止措置基本マニュアル」及び「<u>QD-15</u> 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。                      (2) 供給者及び調達製品に対する管理の<u>方式</u>及び<u>程度</u>は、<u>調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて</u>定める。                      (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。                      (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。                      (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項                      (1) <u>調達要求事項では</u>調達製品に関する要求事項を明確にし、<u>必要な場合には</u>、次の事項のうち該当する事項を含める。                      a) 製品、<u>手順</u>、<u>プロセス</u>及び<u>設備</u>の承認に関する要求事項                      b) 要員の<u>適格性確認</u>に関する要求事項                      c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項                      d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項                      e) 安全文化を<u>醸成</u>するための<u>活動に関する</u>必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。                      (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証                      (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検査</u>又は<u>その他の活動</u>を定めて、実施する。                      (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、<u>組織は</u>、その検証の要領及び調達製品の<u>リリース</u>の方法を調達要求事項の中<u>に</u>明確にする。</p>	<p>7.3.7 設計・開発の変更管理                      (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。                      (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。                      (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の特定原子力施設を構成する要素 <u>(材料又は部品)</u> 及び関連する特定原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。                      (4) 変更のレビュー、<u>検証及び妥当性確認</u>の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.4 調達                      組織は、「<u>調達管理基本マニュアル</u>」、「<u>廃止措置基本マニュアル</u>」及び「<u>原子燃料調達基本マニュアル</u>」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。                      (2) <u>保安活動の重要度に応じて</u>、供給者及び調達製品に対する管理の<u>方法</u>及び<u>程度</u> <u>(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)</u> を定める。<u>この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が特定原子力施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u>                      (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。                      (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。                      (5) 組織は、<u>適切な調達の実施に必要な事項</u>（調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者<u>等</u>と共有する場合に必要な措置に関する方法<u>を含む。</u>）を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項                      (1) <u>組織は</u>、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。                      a) 製品、<u>業務</u>の<u>手順</u>及び<u>プロセス</u> <u>並びに</u>設備の承認に関する要求事項                      b) 要員の<u>力量</u>に関する要求事項                      c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項                      d) 不適合の報告 <u>(偽造品、不正品等の報告を含む。)</u> 及び処理に関する要求事項                      e) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な</u>要求事項                      f) <u>一般産業用工業品を特定原子力施設に使用するに当たっての評価に必要な</u>要求事項                      g) <u>その他調達製品に必要な</u>要求事項                      (2) <u>組織は、供給者の工場等で自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する</u>ことを調達要求事項に含める。                      (3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。                      (4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証                      (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検証方法</u>を定めて、実施する。                      (2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の<u>供給者からの出荷の可否の決定</u>の方法を調達要求事項の中<u>で</u>明確にする。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき<u>業務を</u>管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを<u>含む</u>。</p> <p>a) <u>原子力安全との係わりを述べた</u>情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>業務のリリース</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不具合</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p><u>(3)</u> 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>適格性</u>確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p><u>d) 記録に関する要求事項（4.2.4参照）</u></p> <p><u>e) 妥当性の再確認</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>必要な場合には</u>、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・特定原子力施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・特定原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.4 組織<u>外</u>の所有物</p> <p>組織は、組織<u>外</u>の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の<u>保存</u></p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>保存</u>する。この<u>保存</u>には、<u>該当する場合</u>、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>保存は</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき、<u>管理された状態で業務を</u>実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを<u>含める</u>。</p> <p>a) <u>以下の事項を含む特定原子力施設の保安のために必要な</u>情報が利用できる。</p> <p><u>i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</u></p> <p><u>ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不適合その他の事象</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p><u>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> <p><u>(4)</u> 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>力量</u>の確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p><u>d) 妥当性の再確認（対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・特定原子力施設を識別<u>し管理</u>する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別<u>し管理</u>する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・特定原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.4 組織<u>の外部の者</u>の所有物</p> <p>組織は、組織<u>の外部の者</u>の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の<u>管理</u></p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>管理</u>する。この<u>管理</u>には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>また</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>DF-57 廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p><u>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p><u>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・特定原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定に<u>コンピュータソフトウェア</u>を使う場合には、その<u>コンピュータソフトウェア</u>によって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 <u>一般</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>原子力安全の達成</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施状況の測定の一つ</u>として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>監視</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「<u>DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル</u>」に定める。</p>	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>施設管理基本マニュアル</u>」及び「<u>廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p><u>b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p><u>c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p><u>(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・特定原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 <u>監視及び測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、<u>評価</u>及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>パフォーマンス及び実効性</u>を継続的に改善する。</p> <p><u>このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</u></p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p><u>(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>監視及び測定の一環</u>として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>把握</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「<u>外部コミュニケーション基本マニュアル</u>」及び「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に定める。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>効果的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、<u>監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。</u></p> <p><u>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</u></p> <p><u>(4) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2 参照）。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」<u>（第10条（原子炉施設の定期的な評価）を含む）</u>に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、<u>保安活動の重要度に応じて、</u>あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>本品質マネジメントシステム計画</u>の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>実効的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる<u>部門、業務</u>、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、<u>実施するとともに、監査の実効性を維持する。</u></p> <p><u>(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。</u></p> <p><u>(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5) 監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</u></p> <p><u>(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</u></p> <p><u>(7) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる（8.5.2 参照）。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>監視及び測定の対象には、業務・特定原子力施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の実施時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</u></p> <p><u>(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる（4.1 (5) c) 参照）。</u></p> <p><u>(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画（5.4.2 (1)参照）及び業務の計画（7.1 (1)参照）で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>8.2.4 <u>検査及び試験</u></p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>QI-51 運転管理基本マニュアル</u>」及び「<u>DF-57 廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき、<u>特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可</u>した人を記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた<u>検査及び試験が完了するまでは、当該特定原子力施設を据え付けたり、運転したりしない。</u>ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理<u>及び</u>それに関連する責任及び権限を「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、<u>その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための<u>再</u>検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「<u>DF-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>有効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>の継続的な改善の<u>可能性</u>を評価するために、「<u>NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ<u>方</u>（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ること</u>を含む、プロセス及び特定原子力施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p>	<p>8.2.4 <u>機器等の検査等</u></p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>検査及び試験基本マニュアル</u>」、「<u>運転管理基本マニュアル</u>」及び「<u>廃止措置基本マニュアル</u>」に基づき、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で<u>自主検査等</u>を実施する。</p> <p><u>(2) 自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) <u>プロセスの次の段階に進むことを承認</u>した人を記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた<u>自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。</u>ただし、当該の権限をもつ者が<u>計画に定める手順により承認</u>したときは、この限りではない。</p> <p><u>(5) 保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保するため、主任技術者等による確認を実施する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理<u>（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びに</u>それに関連する責任及び権限を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、<u>原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、</u>特別採用によって、<u>機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</u></p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置<u>（廃棄を含む。）</u>をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「<u>トラブル等の報告マニュアル</u>」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析<u>及び評価</u></p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>実効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>の継続的な改善<u>（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性</u>を評価するために、「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析<u>及びこれに基づく評価</u>によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ<u>の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u>（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合<u>性</u>（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>c) <u>是正処置を行う端緒となるもの</u>を含む、プロセス及び特定原子力施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>予防</u>処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置 (1) 組織は、再発防止のため、「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>不適合の原因</u>を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合の<u>もつ</u>影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 a) <u>不適合のレビュー</u> b) <u>不適合の原因の特定</u> c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> d) <u>必要な処置の決定及び実施</u> e) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u> f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>未然防止</u>処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>を<u>向上させるために必要な変更を行い</u>、継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等 (1) 組織は、<u>不適合その他の事象</u>の再発防止のため、「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>速やかに原因</u>を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合<u>その他の事象の原子力安全に及ぼす影響</u>に応じたものとし、<u>次に定めるところにより速やかに実施</u>する。 a) <u>是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</u> i. <u>不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。</u> ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ii. <u>当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。</u> ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理 iii. <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。</u> b) <u>必要な処置を決定し実施する。</u> c) <u>とったすべての是正処置の実効性をレビューする。</u> d) <u>必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・特定原子力施設に係る改善のためにとった措置（5.6.2 m）と同じ。）を変更する。</u> e) <u>必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</u> f) <u>原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定し、実施する。 g) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 (4) 組織は、「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>8.5.3 <u>予防</u>処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、<u>保安活動の実施によって得られた知見</u>及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、<u>その原因を除去する処置を決める</u>。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することを含む。</p> <p>(2) <u>予防</u>処置は、起こり得る<u>問題の影響</u>に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u></p> <p>e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>8.5.3 <u>未然防止</u>処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合（<u>他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。</u>）が発生することを防止するために、<u>他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見</u>（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、<u>適切な未然防止処置を講じる</u>。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</p> <p>(2) <u>未然防止</u>処置は、起こり得る<u>不適合の重要性</u>に応じたものとし、<u>次に定めるところにより実施</u>する。</p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因を調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置の必要性を評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を決定及び実施する。</u></p> <p>d) <u>とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>e) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「DF-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。<u>なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条（施設管理計画）に基づき実施する。</u></p> <p>(1) 所長は、廃炉・汚染水対策最高責任者を補佐し、発電所における保安に関する業務を統括し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(省略)</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 保安管理体制に関する事項 <u>(2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u> <u>(3) 運転管理に関する事項</u> <u>(4) 燃料管理に関する事項</u> <u>(5) 放射性廃棄物管理に関する事項</u> <u>(6) 放射線管理に関する事項</u> <u>(7) 保守管理に関する事項</u> <u>(8) 原子炉施設の改造に関する事項</u> <u>(9) 緊急時における運転操作に関する事項</u> 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、計画・設計センター所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 保安管理体制に関する事項 <u>(2) 運転管理に関する事項</u> <u>(3) 燃料管理に関する事項</u> <u>(4) 放射性廃棄物管理に関する事項</u> <u>(5) 放射線管理に関する事項</u> <u>(6) 施設管理に関する事項</u> <u>(7) 原子炉施設の改造に関する事項</u> <u>(8) 緊急時における運転操作に関する事項</u> 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、計画・設計センター所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（原子炉主任技術者の選任） 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の<u>工事又は保守</u>管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任し、<u>1号炉から4号炉では兼任させることができる</u>。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者であって、複数の号炉を兼任していない場合には、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>（原子炉主任技術者の選任） 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の<u>施設</u>管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任し、<u>複数の号炉を兼任させることができる</u>。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者であって、複数の号炉を兼任していない場合には、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(電気主任技術者の選任) 第8条の2 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者は、特別管理職とし、工事、運転、保守等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>3. 電気主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>4. 電気主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者を選任する。</p>	<p>(電気主任技術者の選任) 第8条の2 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者は、特別管理職とし、工事、運転、保守等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>3. 電気主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>4. 電気主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者を選任する。</p>	<p>電気主任技術者選任要件の変更に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																														
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、安全確保設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「<a href="#">DG-24-1</a> 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 安全確保設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第79条及び第80条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第82条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、安全確保設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 安全確保設備等の運用に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="94 892 1157 1648"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第16条(地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第31条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第32条(保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第82条(報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第2号、<a href="#">第3号</a>、<a href="#">第5号</a>から<a href="#">第8号</a>、<a href="#">第10号</a>から<a href="#">第12号</a>、<a href="#">第14号</a>、<a href="#">第15号</a>及び<a href="#">第17号</a>に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条 文	内 容	第16条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第31条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第32条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第82条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第2号、 <a href="#">第3号</a> 、 <a href="#">第5号</a> から <a href="#">第8号</a> 、 <a href="#">第10号</a> から <a href="#">第12号</a> 、 <a href="#">第14号</a> 、 <a href="#">第15号</a> 及び <a href="#">第17号</a> に定める報告事象が生じた場合	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、安全確保設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 安全確保設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第79条及び第80条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第82条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、安全確保設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 安全確保設備等の運用に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="1314 892 2377 1648"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第16条(地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第31条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第32条(保全作業を実施する場合)</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第82条(報告)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第2号から<a href="#">第7号</a>、<a href="#">第9号</a>から<a href="#">第11号</a>及び<a href="#">第13号</a>から<a href="#">第15号</a>に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	条 文	内 容	第16条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第31条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第32条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第82条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第2号から <a href="#">第7号</a> 、 <a href="#">第9号</a> から <a href="#">第11号</a> 及び <a href="#">第13号</a> から <a href="#">第15号</a> に定める報告事象が生じた場合	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
条 文	内 容																															
第16条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																															
第31条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																															
	運転上の制限を満足していると判断した場合																															
第32条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																															
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																															
第82条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																															
	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合																															
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																															
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第2号、 <a href="#">第3号</a> 、 <a href="#">第5号</a> から <a href="#">第8号</a> 、 <a href="#">第10号</a> から <a href="#">第12号</a> 、 <a href="#">第14号</a> 、 <a href="#">第15号</a> 及び <a href="#">第17号</a> に定める報告事象が生じた場合																															
条 文	内 容																															
第16条(地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																															
第31条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																															
	運転上の制限を満足していると判断した場合																															
第32条(保全作業を実施する場合)	必要な安全措置																															
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																															
第82条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合																															
	気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合																															
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																															
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則(以下「福島第一炉規則」という。)第18条第2号から <a href="#">第7号</a> 、 <a href="#">第9号</a> から <a href="#">第11号</a> 及び <a href="#">第13号</a> から <a href="#">第15号</a> に定める報告事象が生じた場合																															

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p><u>（原子炉施設の定期的な評価）</u></p> <p>第10条  <u>基盤整備GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎※に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各プログラム部長及び各GMは、以下の事項を実施する。</u></p> <p><u>（1）保安活動の実施の状況の評価</u>  <u>（2）保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u></p> <p><u>2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</u></p> <p><u>※：10年を超えない期間毎とは、「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書（その1）に関する保安規定を施行した日以後10年を経過する日までの期間、及び第1項の評価を実施した日以降10年を超えない期間毎をいう。</u></p>	<p>第10条  <u>削除</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由								
<p>(運転員の確保) 第12条 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたり原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等の運用にあたり、必要な知識を有する者を確保する。なお、安全確保設備等の運用に必要な知識を有する者とは、各プログラム部長及び各GMが安全確保設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、それぞれ1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="151 789 786 953"> <tr> <td></td> <td>1～4号当直 水処理当直</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>6名以上</td> </tr> </table> <p>4. 運用部長は、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：当直長以外の各プログラム部長及び各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、当直長以外の各プログラム部長及び各GMが業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、当直長以外の各プログラム部長及び各GMに連絡を行う。</p>		1～4号当直 水処理当直	1班あたりの人数	6名以上	<p>(運転員の確保) 第12条 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたり原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等の運用にあたり、必要な知識を有する者を確保する。なお、安全確保設備等の運用に必要な知識を有する者とは、各プログラム部長及び各GMが安全確保設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. 運用部長は、安全確保設備等の運用<sup>※1</sup>にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、それぞれ1名は当直長とし、<u>運転管理</u>責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="1374 789 2009 953"> <tr> <td></td> <td>1～4号当直 水処理当直</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>6名以上</td> </tr> </table> <p>4. 運用部長は、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：当直長以外の各プログラム部長及び各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、当直長以外の各プログラム部長及び各GMが業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、当直長以外の各プログラム部長及び各GMに連絡を行う。</p>		1～4号当直 水処理当直	1班あたりの人数	6名以上	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
	1～4号当直 水処理当直									
1班あたりの人数	6名以上									
	1～4号当直 水処理当直									
1班あたりの人数	6名以上									

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第8章 <u>保守</u>管理</p> <p>(<u>保守</u>管理) 第68条 各プログラム部長及び各GMは、第18条から第29条、第40条及び第61条<sup>*1</sup>に定める設備又は機器の単位ごとに保全方式<sup>*2</sup>及び保全方法<sup>*3</sup>を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。</p> <p>※1：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。                  ※2：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。                  ※3：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 <u>施設</u>管理</p> <p>(<u>施設</u>管理計画) 第68条</p> <p>施設管理を実施するにあたり、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【施設管理計画】</b></p> <p>1. <u>用語の定義</u>                  保全：設備の運転に関わる機能を確認、維持又は向上させる活動。実施計画に定める施設の安全確保を前提に、設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。                  工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設を含む。                  工事管理：保全のうち、設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理</p> <p>2. <u>施設管理の実施方針及び施設管理目標</u>                  (1) 社長は、特定原子力施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。                  (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. <u>保全プログラムの策定</u>                  組織は、2.の施設管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. <u>保全対象範囲の策定</u>                  組織は、特定原子力施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。                  (1) 実施計画に定める機能を有する設備                  (2) その他自ら定める設備</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	<p><u>5. 施設管理の重要度の設定</u>  <u>組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</u>  <u>(1) 系統の保全重要度は、実施計画記載施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に設定する。</u>  <u>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</u>  <u>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</u>  <u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、実施計画に定める施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を参考に組み合わせて設定する。</u></p> <p><u>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</u>  <u>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</u>  <u>(2) 組織は、指標の監視計画を踏まえ、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</u>  <u>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u>  <u>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</u></p> <p><u>7. 保全計画の策定</u>  <u>(1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u>  <u>a) 点検計画（7.1参照）</u>  <u>b) 設計及び工事の計画（7.2参照）</u>  <u>c) 特別な保全計画（7.3参照）</u>  <u>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5.の施設管理の重要度を勘案し、また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</u>  <u>(3) 組織は、保全の実施段階において実施計画に定める設備に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</u></p> <p><u>7.1 点検計画の策定</u>  <u>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u>  <u>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u>  <u>a) 予防保全</u>  <u>i. 時間基準保全</u>  <u>ii. 状態基準保全</u>  <u>b) 事後保全</u>  <u>(3) 組織は、選定した保全方式による点検を実施する時期までに、点検の具体的方法、採取するデータ項目、管理基準、実施頻度及び実施時期等の必要な事項を定める。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



変更前	変更後	変更理由
<p>(記載なし)</p>	<p><u>7.2 設計及び工事の計画の策定</u>  <u>(1) 組織は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、実施計画に定める設備の工事を実施する場合は、その計画段階において法令に基づく必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否及びその内容を記録する。</u>  <u>※1：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第64条の3（実施計画）第1項、第2項及び第7項に係る手続きをいう。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計にあたっては、第3条7.3（設計・開発）に基づき実施する。</u>  <u>(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、検査及び試験の具体的方法等を定める。詳細は、第3条8.2.4（機器等の検査等）に基づき計画する。</u></p> <p><u>7.3 特別な保全計画の策定</u>  <u>(1) 組織は、施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、実施計画に定める設備の状態に応じて、特別な措置を講ずる。</u></p> <p><u>8. 保全の実施</u>  <u>(1) 組織は、7. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</u>  <u>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</u>  <u>a) 工事計画</u>  <u>b) 設計管理</u>  <u>c) 調達管理</u>  <u>d) 工事管理</u>  <u>(3) 組織は、実施計画に定める設備の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、7.1（点検計画の策定）及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u>  <u>(4) 組織は、保全の結果について記録する。</u></p> <p><u>9. 保全の結果の確認・評価</u>  <u>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</u>  <u>(2) 組織は、実施計画に定める設備の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、第3条8.2.4（機器等の検査等）に基づく検査・試験を実施する。</u>  <u>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</u>  <u>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</u></p> <p><u>10. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</u>  <u>(1) 組織は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</u>  <u>a) 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u>  <u>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u>  <u>(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u>  <u>(3) 組織は、(1) 及び(2)の活動を第3条に基づき実施する。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
(記載なし)	<p><u>11. 保全の有効性評価</u>  <u>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u>  <u>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</u>  <u>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</u>  <u>a) 点検及び取替結果の評価</u>  <u>b) 劣化トレンドによる評価</u>  <u>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</u>  <u>d) 研究成果等による評価</u>  <u>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p> <p><u>12. 施設管理の有効性評価</u>  <u>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</u>  <u>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p> <p><u>13. 情報共有</u>  <u>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(所員への保安教育) 第79条 安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「<a href="#">NH-30-1</a> 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育実施計画を「<a href="#">NH-30-1</a> 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各プログラム部長及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に所員の保安教育実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。 ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育) 第79条 安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、安全確保設備等の運用を行う所員への保安教育実施計画を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各プログラム部長及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に所員の保安教育実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。 ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(協力企業従業員への保安教育) 第80条 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「<a href="#">NH-30-1</a> 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「<a href="#">NH-30-1</a> 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 運用支援GM及び地下水対策設備GMは、放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「<a href="#">NH-30-1</a> 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」の中から運転操作を行う対象設備に応じて選定した項目に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. 運用支援GM及び地下水対策設備GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、運用支援GM及び地下水対策設備GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. プール燃料取り出しプログラム部長は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「<a href="#">NH-30-1</a> 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. プール燃料取り出しプログラム部長は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、プール燃料取り出しプログラム部長が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育) 第80条 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各プログラム部長及び各GMは、安全確保設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各プログラム部長及び各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 運用支援GM及び地下水対策設備GMは、放射性廃棄物管理に関する設備の運転操作を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」の中から運転操作を行う対象設備に応じて選定した項目に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>4. 運用支援GM及び地下水対策設備GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、運用支援GM及び地下水対策設備GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. プール燃料取り出しプログラム部長は、燃料取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」で定める実施方針のうち、「燃料取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>6. プール燃料取り出しプログラム部長は、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、プール燃料取り出しプログラム部長が、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																																																											
<p>(記録) 第81条 組織は、表81-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表81-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表81-1</p> <table border="1" data-bbox="83 451 1151 1732"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合<sup>※1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉注水流量<sup>※2</sup></td> <td>連続して<sup>※3</sup></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項<sup>※4</sup></td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している処理水の純度<sup>※2</sup></td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>15. 本編で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>16. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</u></td> <td>その都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>17. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置</u></td> <td>同上</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>18. 安全確保設備等の事故の原因</u></td> <td>同上</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>19. 安全確保設備等の事故後の処置</u></td> <td>同上</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>20. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>21. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u></td> <td>配置又配置替えの都度</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td><u>22. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</u> (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</td> <td>払出しの都度</td> <td>使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間	1. 原子炉注水流量 <sup>※2</sup>	連続して <sup>※3</sup>	10年間	毎日1回	10年間	(中略)			12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 <sup>※4</sup>	交代の都度	1年間	14. 原子炉に使用している処理水の純度 <sup>※2</sup>	測定の都度	1年間	15. 本編で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	<u>16. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</u>	その都度	※5	<u>17. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置</u>	同上	※5	<u>18. 安全確保設備等の事故の原因</u>	同上	※5	<u>19. 安全確保設備等の事故後の処置</u>	同上	※5	<u>20. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</u>	1ヶ月に1回	10年間	<u>21. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>	配置又配置替えの都度	5年間	<u>22. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</u> (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	<p>(記録) 第81条 組織は、表81-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表81-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表81-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 451 2371 1837"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合<sup>※1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 原子炉注水流量<sup>※2</sup></td> <td>連続して<sup>※3</sup></td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>13. 運転<del>管理</del>責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項<sup>※4</sup></td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>14. 原子炉に使用している処理水の純度<sup>※2</sup></td> <td>測定の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>15. 本編で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容</td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>16. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u></td> <td><u>その都度</u></td> <td><u>1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)</u></td> </tr> <tr> <td><u>17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</u></td> <td>その都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>18. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置</u></td> <td>同上</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>19. 安全確保設備等の事故の原因</u></td> <td>同上</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>20. 安全確保設備等の事故後の処置</u></td> <td>同上</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td><u>21. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</u></td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td><u>22. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u></td> <td>配置又配置替えの都度</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td><u>23. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</u> (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置</td> <td>払出しの都度</td> <td>使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間	1. 原子炉注水流量 <sup>※2</sup>	連続して <sup>※3</sup>	10年間	毎日1回	10年間	(中略)			12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	13. 運転 <del>管理</del> 責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 <sup>※4</sup>	交代の都度	1年間	14. 原子炉に使用している処理水の純度 <sup>※2</sup>	測定の都度	1年間	15. 本編で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	<u>16. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)</u>	<u>17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</u>	その都度	※5	<u>18. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置</u>	同上	※5	<u>19. 安全確保設備等の事故の原因</u>	同上	※5	<u>20. 安全確保設備等の事故後の処置</u>	同上	※5	<u>21. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</u>	1ヶ月に1回	10年間	<u>22. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>	配置又配置替えの都度	5年間	<u>23. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</u> (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
記録	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間																																																																																											
1. 原子炉注水流量 <sup>※2</sup>	連続して <sup>※3</sup>	10年間																																																																																											
	毎日1回	10年間																																																																																											
(中略)																																																																																													
12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																											
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 <sup>※4</sup>	交代の都度	1年間																																																																																											
14. 原子炉に使用している処理水の純度 <sup>※2</sup>	測定の都度	1年間																																																																																											
15. 本編で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間																																																																																											
<u>16. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</u>	その都度	※5																																																																																											
<u>17. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置</u>	同上	※5																																																																																											
<u>18. 安全確保設備等の事故の原因</u>	同上	※5																																																																																											
<u>19. 安全確保設備等の事故後の処置</u>	同上	※5																																																																																											
<u>20. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</u>	1ヶ月に1回	10年間																																																																																											
<u>21. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>	配置又配置替えの都度	5年間																																																																																											
<u>22. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</u> (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間																																																																																											
記録	記録すべき場合 <sup>※1</sup>	保存期間																																																																																											
1. 原子炉注水流量 <sup>※2</sup>	連続して <sup>※3</sup>	10年間																																																																																											
	毎日1回	10年間																																																																																											
(中略)																																																																																													
12. 安全確保設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																											
13. 運転 <del>管理</del> 責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項 <sup>※4</sup>	交代の都度	1年間																																																																																											
14. 原子炉に使用している処理水の純度 <sup>※2</sup>	測定の都度	1年間																																																																																											
15. 本編で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間																																																																																											
<u>16. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間(ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間)</u>																																																																																											
<u>17. 安全確保設備等の事故発生及び復旧の日時</u>	その都度	※5																																																																																											
<u>18. 安全確保設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置</u>	同上	※5																																																																																											
<u>19. 安全確保設備等の事故の原因</u>	同上	※5																																																																																											
<u>20. 安全確保設備等の事故後の処置</u>	同上	※5																																																																																											
<u>21. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度</u>	1ヶ月に1回	10年間																																																																																											
<u>22. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</u>	配置又配置替えの都度	5年間																																																																																											
<u>23. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録</u> (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間																																																																																											

変更前			変更後			変更理由
記録	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	記録	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	関係法令等の改正に伴う変更
2.3. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	2.4. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	
2.4. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設※ <sup>6</sup> 、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	2.5. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設※ <sup>6</sup> 、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
2.5. 気体廃棄物の放出箇所※ <sup>7</sup> における放射性物質の濃度及び3月間についての平均濃度	放射性物質の濃度にあつては測定の都度、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	2.6. 気体廃棄物の放出箇所※ <sup>7</sup> における放射性物質の濃度及び3月間についての平均濃度	放射性物質の濃度にあつては測定の都度、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
2.6. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	2.7. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
2.7. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ <sup>8</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※9	2.8. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ <sup>8</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※9	
2.8. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※9	2.9. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※9	
2.9. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※9	3.0. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※9	

変更前			変更後			変更理由
記録	記録すべき場合※1	保存期間	記録	記録すべき場合※1	保存期間	関係法令等の改正に伴う変更
30. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※9	31. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※9	
31. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	32. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
32. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※10	33. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※10	
33. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※10	34. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※10	
34. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間	35. 放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がりの防止及び除去の都度	1年間	
35. 風向及び風速	連続して※3	10年間	36. 風向及び風速	連続して※3	10年間	
36. 降雨量	同上	10年間	37. 降雨量	同上	10年間	
37. 大気温度	同上	10年間	38. 大気温度	同上	10年間	
38. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	39. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
39. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	40. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
40. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※10	41. 使用前検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	
41. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※10	42. 溶接検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	
			43. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	

変更前			変更後			変更理由
表81-2※11			表81-2※11			関係法令等の改正に伴う変更
記録	記録すべき場合	保存期間	記録	記録すべき場合	保存期間	
1. 品質保証計画に関する以下の文書 第3条品質保証計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書 第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	
(2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5年	(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	
(3) 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(3) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	
(5) 特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(5) 業務・特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年	(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(13) 業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	



変更前			変更後			変更理由
記録	記録すべき場合	保存期間	記録	記録すべき場合	保存期間	関係法令等の改正に伴う変更
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、 <u>過去</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、 <u>従前</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	
(19) <u>検査及び試験</u> の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(19) <u>自主検査等</u> の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	
(20) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可</u> した人の記録	作成の都度	5年	(20) <u>プロセスの次の段階に進むことを承認</u> した人の記録	作成の都度	5年	
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	
(23) <u>予防</u> 処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) <u>未然防止</u> 処置の結果の記録	作成の都度	5年	
※11：表81-1を適用する場合は、本表を適用しない。			※11：表81-1を適用する場合は、本表を適用しない。			

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(報告) 第82条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第31条）                  (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合（第42条）                  (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第60条）                  (4) 福島第一炉規則第18条第2号、<u>第3号</u>、<u>第5号</u>から<u>第8号</u>、<u>第10号</u>から<u>第12号</u>、<u>第14号</u>、<u>第15号</u>及び<u>第17号</u>に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。                  3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<u>DF-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」による。                  4. 第1項(1)に該当する場合は、「<u>DF-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第82条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は、直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第31条）                  (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合（第42条）                  (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第60条）                  (4) 福島第一炉規則第18条第2号から<u>第7号</u>、<u>第9号</u>から<u>第11号</u>及び<u>第13号</u>から<u>第15号</u>に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。                  3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<u>DF-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」による。                  4. 第1項(1)に該当する場合は、「<u>DF-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 廃炉・汚染水対策最高責任者及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「<u>NI-Z09-80</u> 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル（<u>福島第一廃炉推進カンパニー</u>）」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p>	<p>（関係法令及び保安規定の遵守） 第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</p> <p>2. 廃炉・汚染水対策最高責任者及び内部監査室長は、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにするため、「法令等の遵守に係る活動基本マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>（中略）</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p><u>(安全文化の醸成)</u>                      第2条の3                      社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、安全を最優先にするため、安全文化醸成の基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。                      2. 廃炉・汚染水対策最高責任者及び内部監査室長は、安全文化を醸成するため、「NI-Z09-80 法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」を定め、これに基づき次の事項を実施する。                      (1) 第1項の基本方針に基づき、安全文化の醸成のための活動計画を年度毎に策定する。                      (2) 第3項の安全文化の醸成のための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。                      (3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、安全文化の醸成のための活動計画に反映する。                      3. 第4条の組織は、第2項(1)の活動計画に基づき、安全文化の醸成のための活動を実施する。</p>	<p>第2条の3                      削除</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)</u>」（以下「<u>JEAC4111</u>」という。）に<u>基づく品質マネジメントシステムに、安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含めた</u>、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き <u>JEAC4111</u> の定義に従う。 特定原子力施設：福島第一原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称 <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。<u>(以下「ニューシア」という。)</u> BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。 <u>(2) 組織は、次の事項を実施する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。</u> b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。</u> c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。</u> d) <u>これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。</u> e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u> f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u> g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</u> h) <u>社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質マネジメントシステム計画】</b></p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈</u>」（以下「<u>品質管理基準規則</u>」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、<u>安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保する</u>ことを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き <u>品質管理基準規則</u> の定義に従う。 (1) 特定原子力施設：福島第一原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称 (2) <u>ニューシア</u>：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース <u>(原子力施設情報公開ライブラリー)</u> のことをいう。 (3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの<u>実効性を維持するため</u>、継続的に改善する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(3) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの運用において</u>、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）<u>に基づく重要性を基本</u>として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。<u>また、これに基づき資源の適切な配分を行う。</u>なお、<u>グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>プロセス及び特定原子力施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度</u>  b) <u>プロセス及び特定原子力施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u>  c) <u>検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>d) <u>作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u>  e) <u>運転開始後の特定原子力施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</u></p> <p>(4) 組織は、<u>これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソース</u>することを決めた場合には、「7.4 調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。</p>	<p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。</u>この場合、<u>以下の事項を適切に考慮し</u>、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）<u>を参考</u>として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) <u>業務・特定原子力施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度</u>  b) <u>特定原子力施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u>  c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)」に基づき各基本マニュアル等に明記する(7.2.1参照)。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</u>  b) <u>これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図1のとおりとする。</u>  c) <u>これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（Performance Indicator）（以下「PI」という。）</u>並びに判断基準及び方法を明確にする。  d) <u>これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。</u>これには、<u>責任及び権限の明確化を含める。</u>  e) <u>これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u>  f) <u>これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。</u>  g) <u>これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合がとれたものにする。</u>  h) <u>原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。</u>これには、<u>セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」を定めるとともに、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>業務・特定原子力施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託</u>することを決めた場合には、<u>当該プロセスの管理を確実にする。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前		変更後		変更理由																																			
<p>運営管理プロセス (4., 5. 参照) 文書・記録管理プロセス (4.2 参照)</p> <p>評価プロセス 内部監査プロセス (8.2.2 参照)</p> <p>資源の運用管理プロセス 施設、環境維持管理プロセス (6.3, 6.4 参照) 教育・訓練プロセス (6.2 参照)</p>	<p>運営管理プロセス (4., 5. 参照) 方針管理プロセス (5. 参照)</p> <p>業務の計画及び実施プロセス (7. 参照)</p> <p>運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, 保守管理, 緊急時の措置, 廃止措置, 関係法令の遵守, 安全文化醸成活動の各プロセス</p> <p>設計管理プロセス (7.3 参照)</p> <p>調達管理プロセス (7.4 参照)</p> <p>評価プロセス 監視及び測定, 分析プロセス (8.2.1, 8.2.3, 8.2.4, 8.4 参照)</p> <p>改善プロセス (8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3 参照)</p>	<p>運営管理プロセス (4., 5. 参照) 文書・記録管理プロセス (4.2 参照)</p> <p>評価プロセス 内部監査プロセス (8.2.2 参照)</p> <p>資源の運用管理プロセス インフラストラクチャ、環境管理プロセス (6.3, 6.4 参照) 教育・訓練プロセス (6.2 参照)</p>	<p>運営管理プロセス (4., 5. 参照) 方針管理プロセス (5. 参照)</p> <p>業務の計画及び実施プロセス (7. 参照)</p> <p>運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, 施設管理, 緊急時の措置, 廃止措置, 法令等の遵守, 健全な安全文化の育成及び維持の各プロセス</p> <p>設計・開発プロセス (7.3 参照)</p> <p>調達管理プロセス (7.4 参照)</p> <p>評価プロセス 監視及び測定, 分析プロセス (8.2.1, 8.2.3, 8.2.4, 8.4 参照)</p> <p>改善プロセス (8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3 参照)</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>																																			
<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) <u>文書化した</u>、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>b) 原子力品質保証規程 (Z-21)</p> <p>c) JEAC4111 が要求する “<u>文書化された手順</u>” である以下の文書及び記録</p>		<p>図1. 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。<u>これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連を c) 及び d) の表に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 原子力品質保証規程</p> <p>c) <u>品質管理基準規則</u>が要求する “<u>手順書等</u>” である以下の文書及び記録</p>																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NI-32</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>AM-19</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・<u>予防</u>処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>NI-31</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-32	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>予防</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-31	原子力安全・統括部		<table border="1"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・<u>未然防止</u>処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>未然防止</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																			
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-32	原子力安全・統括部																																			
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室																																			
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>予防</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-31	原子力安全・統括部																																			
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	管理箇所																																				
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部																																				
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	内部監査室																																				
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・ <u>未然防止</u> 処置基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部																																				



福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前						変更後						変更理由
d) 組織内のプロセスの <u>効果的</u> な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した <u>記録を含む文書</u> ①以下の文書						d) 組織内のプロセスの <u>実効的</u> な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した <u>文書及び記録</u> ①以下の文書						関係法令等の改正に伴う変更
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文		
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施 基本マニュアル（福島第 一廃炉推進カンパニー）	<a href="#">NI-37</a>	原子力安全・統 括部	<a href="#">第10条</a>	5.4.1, <a href="#">8.2.1</a> , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, <a href="#">8.2.1</a> , 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マ ニュアル（福島第一廃炉推進カン パニー）	原子力安全・統括 部	—		
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	<a href="#">DG-24</a>	廃炉安全・品質 室	第6条～第9条の3	<a href="#">5.4.2</a>	<a href="#">5.4.2</a>	<a href="#">原子力リスク管理基本マニユ アル</a>	<a href="#">プロジェクトマネ ジメント室</a>	—		
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実 施基本マニュアル	<a href="#">QA-18</a>	業務統括室	—	<a href="#">5.4.2, 7.1</a>	<a href="#">5.4.2, 7.1</a>	<a href="#">変更管理基本マニュアル</a>	<a href="#">業務統括室</a>	—		
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニ ュアル（福島第一廃炉推進 カンパニー）	<a href="#">NH-30</a>	原子力人財育 成センター	第118条～第120条	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	<a href="#">運転管理基本マニュアル</a>	<a href="#">QI-51</a>	<a href="#">建設・運用・保 守センター</a>	<a href="#">第7条, 第11条の3, 第12条 ～第15条, 第17条, 第17条 の2, 第55条, 第59条, 第61 条, 第62条, 第64条, 第66 条, 第72条～第77条, 第87 条, 第94条, 第95条, 第120条, 第121条</a>	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	プールの燃料取 り出しプログ ラム部	第55条, 第72条, 第79条, 第80条, 第85条, 第86条, 第103条, 第104条, 第120条		
		放射性廃棄物管理基本マ ニュアル	<a href="#">QJ-54</a>	防災・放射線セ ンター	第87条～第90条, 第120条			放射線管理基本マニュアル	防災・放射線セ ンター	第87条～第90条, 第120条		
		燃料管理基本マニュアル	<a href="#">QD-52</a>	プールの燃料取 り出しプログ ラム部	第55条, 第72条, 第79条, 第80条, 第85条, 第86条, 第103条, 第104条, 第120条			施設管理基本マニュアル	建設・運用・保守 センター	第90条, 第102条, 第107 条, 第120条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	<a href="#">保守管理基本マニュアル</a>	<a href="#">QI-55</a>	建設・運用・保 守センター	第90条, 第102条, 第107条, 第120条	<a href="#">6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</a>	<a href="#">6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4</a>	<a href="#">運転管理基本マニュアル</a>	<a href="#">建設・運用・保守 センター</a>	<a href="#">第7条, 第11条の3, 第 12条～第15条, 第17条, 第17条の2, 第55条, 第 59条, 第61条, 第62条, 第64条, 第66条, 第72 条～第77条, 第87条, 第 94条, 第95条, 第120条, 第121条</a>		
<a href="#">6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5</a>	<a href="#">6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5</a>	放射線管理基本マニ ュアル	<a href="#">QJ-53</a>	防災・放射線セ ンター	第92条～第99条, 第100条～ 第106条, 第120条			法令等の遵守に係る活動基本 マニュアル	業務統括室	第2条の2		
<a href="#">7.1, 7.2.1, 7.5</a>	<a href="#">7.1, 7.2.1, 7.5</a>	<a href="#">法令等の遵守及び安全文 化の醸成に係る活動基本 マニュアル（福島第一廃 炉推進カンパニー）</a>	<a href="#">NI-209 -80</a>	原子力安全・統 括部	<a href="#">第2条の2, 第2条の3</a>	<a href="#">7.1, 7.2.1, 7.5</a>	<a href="#">7.1, 7.2.1, 7.5</a>	<a href="#">健全な安全文化の育成及び維持 に係る基本マニュアル（福島第一 廃炉推進カンパニー）</a>	原子力安全・統括 部	—		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	原子力災害対策基本マニ ュアル（福島第一廃炉推 進カンパニー）	<a href="#">NM-79</a>	原子力運営管 理部	第108条～第117条	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マ ニュアル	プロジェクトマネ ジメント室	—		
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション 基本マニュアル	<a href="#">DF-21</a>	プロジェクト マネジメント 室	—	7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	計画・設計センタ ー	—		
7.3	7.3	設計管理基本マニュアル	<a href="#">QH-16</a>	計画・設計セン ター	—							

変 更 前						変 更 後					変 更 理 由	
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	関係法令等の改正に伴う変更	
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	<a href="#">QH-14</a>	計画・設計センター	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	計画・設計センター	—		
		原子燃料調達基本マニュアル	<a href="#">QD-15</a>	プール燃料取り出しプログラム部	—			原子燃料調達基本マニュアル	プール燃料取り出しプログラム部	—		
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	<a href="#">DG-13</a>	廃炉安全・品質室	第107条, <a href="#">第107条の3</a> , 第120条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第107条, 第120条		
<a href="#">8.2.4</a>	<a href="#">8.2.4</a>	<a href="#">運転管理基本マニュアル</a>	<a href="#">QI-51</a>	<a href="#">建設・運用・保守センター</a>	<a href="#">第61条</a> , <a href="#">第120条</a>	(中略)						
(中略)						4.2.2 品質マニュアル						
組織は、品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「 <a href="#">Z-21</a> 原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。						(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。						
						(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。						
						a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項						
						b) 保安活動の計画，実施，評価及び改善に関する事項						
						c) 品質マネジメントシステムの適用範囲						
						d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報						
						e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係						

変更前	変更後	変更理由
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)」に規定する。</p> <p>a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。 (2) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「NI-32 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。</p>	<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。</p> <p>a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止 b) 文書の組織外への流出等の防止 c) 4.2.1 c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持 また、記録は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるように、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。</p> <p>a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。 b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。 c) a)及びb)のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。 d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。 e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。 f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。 g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握できるとともに、識別可能かつ検索可能なように作成する。 (3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者の<u>コミットメント</u>            社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u>            b) 品質方針を設定する。            c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。            e) 資源が使用できることを確実にする。            f) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5.2 原子力安全の重視            社長は、<u>原子力安全を最優先に位置付け</u>、業務・特定原子力施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7.2.1及び8.2.1参照）。</p> <p>5.3 品質方針            社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p>a) <u>東京電力の経営理念</u>に対して適切である。            b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。            c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。            d) 組織全体に伝達され、理解される。            e) 適切性の持続のためにレビューされる。            f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・特定原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3)a参照）を設定することを確実にするために、「NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」を定めさせる。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>5. 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の<u>原子力安全のためのリーダーシップ</u>            社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) 品質方針を設定する。            b) 品質目標が設定されることを確実にする。            c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</u>            d) マネジメントレビューを実施する。            e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>f) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</u>            g) <u>担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u>            h) <u>すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力安全の確保の重視            社長は、<u>組織の意思決定の際には、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合し（7.2.1及び8.2.1参照）、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p>5.3 品質方針            社長は、品質方針（<u>健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。</u>）について、次の事項を確実にする。  <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況</u>に対して適切である。            b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの<u>実効性の維持及び継続的な改善</u>に対するコミットメントを含む。            c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。            d) 組織全体に伝達され、理解される。            e) 適切性の持続のためにレビューされる。            f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・特定原子力施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3)b参照）が設定されることを確実にする。<u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u>            b) <u>必要な資源</u>            c) <u>責任者</u>            d) <u>実施事項の完了時期</u>            e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、<u>次の事項</u>を確実にする。</p> <p><u>a) 品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れるよう管理する。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」を踏まえ、<u>保安活動を実施するための責任及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者の職務等）に定められ、組織全体に周知されていることを確実にする。</u>また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「<u>Z-10 職制および職務権限規程</u>」に基づく保安活動への支援を確実にする。<u>なお、組織の要員は、自らの職務の範囲において、保安活動の内容について説明する責任を有する。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、内部監査室長及び廃炉・汚染水対策最高責任者を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限 a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。 b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、<u>関係法令の遵守及び原子力安全</u>についての認識を高めることを確実にする。 (3) 廃炉・汚染水対策最高責任者の管理責任者としての責任及び権限 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び維持を確実にする。 b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>成果を含む実施</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、<u>関係法令の遵守及び原子力安全</u>についての認識を高めることを確実にする。</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 <u>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割り当て</u> <u>(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 社長は、全社規程である「<u>職制および職務権限規程</u>」を踏まえ、責任（<u>担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。</u>）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者の職務等）に定められ、<u>また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できる</u>ことを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「<u>職制および職務権限規程</u>」に基づく保安活動への支援を確実にする。</p> <p>5.5.2 管理責任者 (1) 社長は、内部監査室長及び廃炉・汚染水対策最高責任者を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。 (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限 a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。 b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの<u>運用</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) 内部監査プロセスを通じて、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保</u>についての認識を高めることを確実にする。 <u>d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u> (3) 廃炉・汚染水対策最高責任者の管理責任者としての責任及び権限 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び<u>その実効性を維持すること</u>を確実にする。 b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の<u>運用</u>状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。 c) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保</u>についての認識を高めることを確実にする。 <u>d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5.5.3 <u>プロセス責任者</u>            社長は、<u>プロセス責任者</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>有効性を継続的に改善</u>する。            b) 業務に従事する要員の、業務・特定原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。            c) <u>成果を含む</u>実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。            d) 安全文化を<u>醸成するための活動を促進</u>する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション            社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、<u>マネジメントレビューや福島第一廃止措置保安委員会等を通じて</u>、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>に関しての情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー            5.6.1 一般            (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、<u>妥当かつ有効</u>であることを<u>確実に</u>するために、「QA-18 マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。            (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。            (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>5.5.3 <u>管理者</u>            (1) 社長は、<u>第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）</u>に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、<u>実効性を維持</u>する。            b) 業務に従事する要員の、業務・特定原子力施設に対する要求事項についての認識を高める。            c) <u>業務の実施状況</u>について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。            d) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持</u>する。            e) <u>法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。</u></p> <p>(2) 管理者は、<u>与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。</u>            b) <u>要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。</u>            c) <u>原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u>            d) <u>常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に特定原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u>            e) <u>要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。</u></p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション            社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>に関しての情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー            5.6.1 一般            (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること<u>及び実効性が維持されていることを評価</u>するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、<u>年1回以上</u>品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。            (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。            (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット                      マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含む。                      a) 監査の結果                      b) 原子力安全の達成に関する外部の<u>受け止め方</u>                      c) プロセスの<u>成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</u>                      d) <u>予防処置及び是正処置の状況</u>                      e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u>                      f) <u>関係法令の遵守状況</u>                      g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ                      h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更                      i) 改善のための提案</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット                      (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。                      a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>有効性</u>の改善                      b) 業務の計画及び実施に<u>かかわる</u>改善                      c) 資源の必要性</p> <p>6. 資源の運用管理                      6.1 資源の提供                      組織は、人的資源、<u>特定原子力施設</u>、作業環境を含め、<u>原子力安全に必要な資源</u>を提供する。</p> <p>6.2 人的資源                      6.2.1 一般  <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</u></p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット                      マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。                      a) <u>内部</u>監査の結果                      b) 原子力安全の達成に関する外部の<u>者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）</u>                      c) プロセスの<u>運用</u>状況                      d) <u>自主検査等の結果</u>                      e) <u>品質目標の達成状況</u>                      f) <u>健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u>                      g) <u>法令・規制要求事項の遵守状況</u>                      h) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u>                      i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ                      j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更                      k) 改善のための提案                      l) <u>資源の妥当性</u>                      m) <u>保安活動の改善のためにとった措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u></p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット                      (1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。                      a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの<u>実効性の維持に必要な改善</u>                      b) 業務の計画及び実施に<u>係る</u>改善                      c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性</u>                      d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u>                      e) <u>法令・規制要求事項の遵守に関する改善</u></p> <p>6. 資源の運用管理                      6.1 資源の提供                      組織は、<u>原子力安全を確実なものにするために必要な</u>人的資源、<u>インフラストラクチャ</u>、作業環境及び<u>その他</u>必要な資源を<u>明確にし、確保し、提供</u>する。</p> <p>6.2 人的資源                      6.2.1 一般  <u>組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 組織は, 次の事項を「<u>NH-30 教育及び訓練基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)</u>」に従って実施する。</p> <p>a) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する</u> 要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) <u>該当する場合には (必要な力量が不足している場合には), その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか, 又は他の処置をとる。</u></p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の<u>有効性</u>を評価する。</p> <p>d) <u>組織の</u>要員が, 自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し, 品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育, <u>訓練</u>, <u>技能</u>及び<u>経験</u>について該当する記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>6.3 <u>特定原子力施設</u> 組織は, 原子力安全の達成のために必要な<u>特定原子力施設を「QI-55 保守管理基本マニュアル」に基づき明確にし, 維持管理する。また, 原子力安全の達成のために必要な特定原子力施設を維持するためのインフラストラクチャ</u>を関連するマニュアル等にて明確にし, 維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は, <u>放射線に関する作業環境を基本とし, 異物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を含め,</u>原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし, 運営管理する。</p> <p>7. 業務の計画及び実施 7.1 業務の計画 (1) 組織は, 保安活動に必要な業務のプロセスを計画し, 運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, <u>保守管理</u>, 緊急時の措置, <u>関係法令の遵守及び安全文化醸成活動</u>の各基本マニュアル (これらには廃止措置のプロセスを含む。) に定める。また, 各基本マニュアルに基づき, 業務に必要なプロセスを計画し, 構築する。</p> <p>(2) 業務の計画は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる (4.1 参照)。</p> <p>(3) 組織は, 業務の計画に当たって, 次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に特有な, プロセス及び文書の確立の必要性, 並びに資源の提供の必要性</p> <p>c) その業務・特定原子力施設のための検証, 妥当性確認, 監視, 測定, <u>検査及び試験活動</u>, 並びにこれらの合否判定基準</p> <p>d) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは, 組織の運営方法に適した<u>形式</u>にする。</p>	<p>6.2.2 力量, 教育・訓練及び認識 組織は, <u>要員の力量を確保するために, 保安活動の重要度に応じて,</u> 次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)」に従って実施する。</p> <p>a) 要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) <u>要員の力量を確保するために,</u> 教育・訓練を行うか, 又は他の処置 (<u>必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。</u>) をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の<u>実効性</u>を評価する。</p> <p>d) 要員が, <u>原子力安全に対する</u>自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し, 品質目標の達成<u>及び品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) <u>力量</u>, 教育・訓練及び<u>他の措置</u>について該当する記録を維持する (4.2.4 参照)。</p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u> 組織は, 原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし, <u>提供し,</u> 維持する。</p> <p>6.4 作業環境 組織は, 原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし, 運営管理する。<u>この作業環境は, 作業場所の放射線量を基本とし, 異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度, 照度, 狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。</u></p> <p>7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施 7.1 業務の計画 (1) 組織は, 保安活動に必要な業務のプロセスの<u>計画を策定</u>し, 運転管理, 燃料管理, 放射性廃棄物管理, 放射線管理, <u>施設管理</u>, 緊急時の措置, <u>法令等の遵守, 健全な安全文化の育成及び維持</u>の各基本マニュアル (これらには廃止措置のプロセスを含む。) に定める。また, 各基本マニュアルに基づき, 業務に必要なプロセスを計画し, 構築する。<u>この計画の策定においては, 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され, 若しくは実行されたことにより起こり得る影響 (4.1 (2) c) 参照) を考慮する。</u></p> <p>(2) 業務の計画 (<u>計画を変更する場合を含む。</u>) は, 品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる (4.1 (5) g) 参照)。</p> <p>(3) 組織は, <u>プロセス及び組織の変更 (累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)</u>を含む業務の計画の<u>策定及び変更</u>に当たって, 次の各事項について適切に明確化する。</p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 (5.4.2 (2) a) と同じ。)</u></p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>c) 業務・特定原子力施設に特有な, プロセス及び文書の確立の必要性, 並びに資源の提供の必要性</p> <p>d) その業務・特定原子力施設のための検証, 妥当性確認, 監視, 測定, <u>自主検査等</u>, 並びにこれらの合否判定基準</p> <p>e) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4 参照)</p> <p>(4) この業務の計画のアウトプットは, 組織の運営方法に適した<u>もの</u>とする。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・特定原子力施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1参照）において明確にする。 <u>a) 業務・特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項</u> <u>b)</u> 明示されていないが、業務・特定原子力施設に不可欠な要求事項</p> <p>c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「<u>NI-32</u> 文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、業務・特定原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。 (4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を<u>修正</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るため<u>の効果的な方法</u>を「<u>DF-21</u> 外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「<u>QH-16</u> 設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、特定原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。 <u>a) 設計・開発の段階</u> <u>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</u> <u>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</u></p> <p>(3) 組織は、<u>効果的</u>なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>更新</u>する。</p>	<p>7.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・特定原子力施設に対する要求事項の明確化 組織は、次の事項を「業務の計画」（7.1参照）において明確にする。 <u>a) 明示されていないが、業務・特定原子力施設に不可欠な要求事項</u> <u>b) 業務・特定原子力施設に適用される法令・規制要求事項</u> c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて</p> <p>7.2.2 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビュー (1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、業務・特定原子力施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。 (2) レビューでは、次の事項を確実にする。 a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 (3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4.2.4参照）。 (4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。 (5) 業務・特定原子力施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を<u>改訂</u>する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して<u>組織の外部の者</u>とのコミュニケーションを図るため、<u>以下の事項を含む実効性のある方法</u>を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 <u>a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法</u> <u>b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u> <u>c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する</u> <u>d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発 組織は、特定原子力施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画 (1) 組織は、特定原子力施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。<u>この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を含める。</u> (2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。 <u>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u> <u>b) 設計・開発の段階</u> <u>c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制</u> <u>d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限</u> <u>e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) 組織は、<u>実効的</u>なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。 (4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に<u>変更</u>する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 特定原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>b) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) 特定原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>リリース前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施（特定原子力施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する<u>検査及び試験</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な特定原子力施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる特定原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、特定原子力施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) <u>業務</u>・特定原子力施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p><u>b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p><u>c) 適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>業務</u>・特定原子力施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい（曖昧）でなく、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、<u>次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。</u></p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。</p> <p>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b) 調達、業務の実施<u>及び</u>特定原子力施設の使用に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c) 関係する<u>自主検査等</u>の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</p> <p>d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な特定原子力施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p> <p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）、<u>プロセスの次の段階に移行する前に</u>検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる<u>業務</u>・特定原子力施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。<u>この妥当性確認は、特定原子力施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該特定原子力施設の使用を開始する前に実施する。</u></p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、<u>業務の実施及び</u>特定原子力施設の使用<u>の</u>前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.3.7 設計・開発の変更管理                      (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。                      (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。                      (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の特定原子力施設を構成する要素及び関連する特定原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。                      (4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.4 調達                      組織は、「QH-14 調達管理基本マニュアル」及び「QD-15 原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。                      (2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、<u>調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて</u>定める。                      (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。                      (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。                      (5) 組織は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項                      (1) <u>調達要求事項では</u>調達製品に関する要求事項を明確にし、<u>必要な場合には</u>、次の事項のうち該当する事項を含める。                      a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項                      b) 要員の<u>適格性確認</u>に関する要求事項                      c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項                      d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項                      e) 安全文化を醸成するための<u>活動に関する</u>必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。                      (3) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証                      (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検査又はその他の活動</u>を定めて、実施する。                      (2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、<u>組織は</u>、その検証の要領及び調達製品の<u>リリース</u>の方法を調達要求事項の中<u>に</u>明確にする。</p>	<p>7.3.7 設計・開発の変更管理                      (1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する（4.2.4参照）。                      (2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。                      (3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の特定原子力施設を構成する要素 <u>(材料又は部品)</u> 及び関連する特定原子力施設に及ぼす影響の評価を含める。                      (4) 変更のレビュー、<u>検証及び妥当性確認</u>の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.4 調達                      組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス                      (1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。                      (2) <u>保安活動の重要度に応じて</u>、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度 <u>(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。)</u> を定める。<u>この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が特定原子力施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u>                      (3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。                      (4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。                      (5) 組織は、<u>適切な調達の実施に必要な事項</u>（調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項                      (1) <u>組織は</u>、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。                      a) 製品、<u>業務の手順及びプロセス並びに</u>設備の承認に関する要求事項                      b) 要員の<u>力量</u>に関する要求事項                      c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項                      d) 不適合の報告 <u>(偽造品、不正品等の報告を含む。)</u> 及び処理に関する要求事項                      e) <u>健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な</u>要求事項                      f) <u>一般産業用工業品を特定原子力施設に使用するに当たっての評価に必要な</u>要求事項                      g) <u>その他調達製品に必要な</u>要求事項                      (2) <u>組織は、供給者の工場等で自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関する</u>ことを調達要求事項に含める。                      (3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。                      (4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>7.4.3 調達製品の検証                      (1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な<u>検証方法</u>を定めて、実施する。                      (2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の<u>供給者からの出荷の可否の決定</u>の方法を調達要求事項の中<u>で</u>明確にする。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき<u>業務を</u>管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを<u>含む</u>。</p> <p>a) <u>原子力安全との係わりを述べた</u>情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>業務のリリース</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不具合</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p><u>(3)</u> 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>適格性</u>確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p><u>d) 記録に関する要求事項（4.2.4参照）</u></p> <p><u>e) 妥当性の再確認</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>必要な場合には</u>、組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・特定原子力施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・特定原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.4 組織<u>外</u>の所有物</p> <p>組織は、組織<u>外</u>の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の<u>保存</u></p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>保存</u>する。この<u>保存</u>には、<u>該当する場合</u>、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>保存は</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>7.5 業務の実施</p> <p>7.5.1 業務の管理</p> <p>組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき、<u>管理された状態で業務を</u>実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを<u>含める</u>。</p> <p>a) <u>以下の事項を含む特定原子力施設の保安のために必要な</u>情報が利用できる。</p> <p><u>i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性</u></p> <p><u>ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果</u></p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) <u>プロセスの次の段階に進むことの承認</u>が実施されている。</p> <p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか<u>不適合その他の事象</u>が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p><u>(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> <p><u>(4)</u> 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認及び要員の<u>力量</u>の確認</p> <p>c) 所定の方法及び手順の適用</p> <p><u>d) 妥当性の再確認（対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。）</u></p> <p>7.5.3 識別及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・特定原子力施設を識別<u>し管理</u>する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・特定原子力施設の状態を識別<u>し管理</u>する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・特定原子力施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.4 組織<u>の外部の者</u>の所有物</p> <p>組織は、組織<u>の外部の者</u>の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4.2.4参照）。</p> <p>7.5.5 調達製品の<u>管理</u></p> <p>組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を<u>管理</u>する。この<u>管理</u>には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。<u>また</u>、取替品、予備品にも適用する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>QI-55 保守管理基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p><u>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p><u>c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p><u>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・特定原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定に<u>コンピュータソフトウェア</u>を使う場合には、その<u>コンピュータソフトウェア</u>によって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 <u>一般</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>原子力安全の達成</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>成果を含む実施状況の測定の一つ</u>として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>監視</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「<u>DF-21 外部コミュニケーション基本マニュアル</u>」に定める。</p>	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>(1) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。</p> <p>(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「<u>施設管理基本マニュアル</u>」に基づき、次の事項を満たす。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4 参照）。</p> <p><u>b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。</u></p> <p><u>c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p><u>(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4.2.4 参照）。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・特定原子力施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 <u>監視及び測定、分析、評価及び改善</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、<u>評価</u>及び改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合を実証する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの<u>パフォーマンス及び実効性</u>を継続的に改善する。</p> <p><u>このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。</u></p> <p>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。</p> <p><u>(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視及び測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの<u>監視及び測定の一環</u>として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を<u>把握</u>する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に定める。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>業務の計画（7.1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>効果的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、<u>監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査しない。</u></p> <p><u>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を「AM-19 原子力品質監査基本マニュアル」に定める。</u></p> <p><u>(4) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める（8.5.2 参照）。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、「NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」<u>（第10条（原子炉施設の定期的な評価）を含む）</u>に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正及び是正処置をとる。</u></p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているかを明確にするために、<u>保安活動の重要度に応じて、</u>あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムが、<u>本品質マネジメントシステム計画</u>の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムが<u>実効的</u>に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となる<u>部門、業務</u>、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、<u>実施するとともに、監査の実効性を維持する。</u></p> <p><u>(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。</u></p> <p><u>(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。</u></p> <p><u>(5) 監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。</u></p> <p><u>(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。</u></p> <p><u>(7) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。</u></p> <p><u>(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる（8.5.2 参照）。</u></p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切な方法を適用する。</p> <p><u>監視及び測定の対象には、業務・特定原子力施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>監視及び測定の実施時期</u></p> <p>b) <u>監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期</u></p> <p><u>(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる（4.1 (5) c) 参照）。</u></p> <p><u>(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画（5.4.2 (1)参照）及び業務の計画（7.1 (1)参照）で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。</u></p> <p><u>(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>8.2.4 <u>検査及び試験</u></p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>DG-13 検査及び試験基本マニュアル</u>」及び「<u>QI-51 運転管理基本マニュアル</u>」に基づき、<u>特定原子力施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p><u>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可</u>した人を記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた<u>検査及び試験が完了するまでは、当該特定原子力施設を据え付けたり、運転したりしない</u>。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理<u>及び</u>それに関連する責任及び権限を「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、<u>その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための<u>再</u>検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「<u>DF-51-11</u> トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>有効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>の継続的な改善の<u>可能性</u>を評価するために、「<u>NI-37 セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ<u>方</u>（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ること</u>を含む、プロセス及び特定原子力施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p>	<p>8.2.4 <u>機器等の検査等</u></p> <p>(1) 組織は、特定原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「<u>検査及び試験基本マニュアル</u>」及び「<u>運転管理基本マニュアル</u>」に基づき、業務の計画（7.1 参照）に従って、適切な段階で<u>自主検査等</u>を実施する。</p> <p><u>(2) 自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) <u>プロセスの次の段階に進むことを承認</u>した人を記録する（4.2.4参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた<u>自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない</u>。ただし、当該の権限をもつ者が<u>計画に定める手順により承認したときは、この限りではない</u>。</p> <p><u>(5) 保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性を確保するため、主任技術者等による確認を実施する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・特定原子力施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理<u>（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びに</u>それに関連する責任及び権限を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、<u>原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。</u></p> <p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置<u>（廃棄を含む。）</u>をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「<u>トラブル等の報告マニュアル</u>」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析<u>及び評価</u></p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び<u>実効性</u>を実証するため、また、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>の継続的な改善<u>（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性</u>を評価するために、「<u>セルフアセスメント実施基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) データの分析<u>及びこれに基づく評価</u>によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ<u>の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</u>（8.2.1 参照）</p> <p>b) 業務・特定原子力施設に対する要求事項への適合<u>性</u>（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>c) <u>是正処置を行う端緒となるもの</u>を含む、プロセス及び特定原子力施設の特性及び傾向（8.2.3 及び 8.2.4 参照）</p> <p>d) 供給者の能力（7.4 参照）</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>予防</u>処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの<u>有効性</u>を継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置 (1) 組織は、再発防止のため、「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>不適合</u>の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合の<u>もつ</u>影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 a) <u>不適合のレビュー</u> b) <u>不適合の原因の特定</u> c) <u>不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</u> d) <u>必要な処置の決定及び実施</u> e) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u> f) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、<u>未然防止</u>処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの<u>実効性</u>を<u>向上させるために必要な変更を行い</u>、継続的に改善する。</p> <p>8.5.2 是正処置等 (1) 組織は、<u>不適合その他の事象</u>の再発防止のため、「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>速やかに</u>原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合<u>その他の事象の原子力安全に及ぼす</u>影響に応じたものとし、<u>次に定めるところにより速やかに実施</u>する。 a) <u>是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。</u>     i. <u>不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。</u>         ①<u>情報の収集、整理</u>         ②<u>技術的、人的及び組織的側面等の考慮</u>     ii. <u>当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。</u>         ①<u>日常業務のマネジメント</u>         ②<u>安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理</u>     iii. <u>類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。</u> b) <u>必要な処置を決定し実施する。</u> c) <u>とったすべての是正処置の実効性をレビューする。</u> d) <u>必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・特定原子力施設に係る改善のためにとった措置（5.6.2 m）と同じ。）を変更する。</u> e) <u>必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。</u> f) <u>原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定し、実施する。</u> g) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に規定する。 (4) 組織は、「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止</u>処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、<u>複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



変更前	変更後	変更理由
<p>8.5.3 <u>予防</u>処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、<u>保安活動の実施によって得られた知見</u>及び他の施設から得られた知見（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、<u>その原因を除去する処置を決める。</u>この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することを含む。</p> <p>(2) <u>予防</u>処置は、起こり得る<u>問題の影響</u>に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を「<u>NI-31 不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因の特定</u></p> <p>b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>d) <u>とった処置の結果の記録（4.2.4 参照）</u></p> <p>e) <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p>	<p>8.5.3 <u>未然防止</u>処置</p> <p>(1) 組織は、起こり得る不適合（<u>他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。</u>）が発生することを防止するために、<u>他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見</u>（BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に基づき、<u>適切な未然防止処置を講じる。</u>この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。</p> <p>(2) <u>未然防止</u>処置は、起こり得る<u>不適合の重要性</u>に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。</p> <p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因を調査する。</u></p> <p>b) <u>未然防止処置の必要性を評価する。</u></p> <p>c) <u>必要な未然防止処置を決定及び実施する。</u></p> <p>d) <u>とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。</u></p> <p>e) <u>とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(3) (1)及び(2)に示す事項を「<u>不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</u>」に規定する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「DF-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一原子力監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 廃炉・汚染水対策最高責任者は、管理責任者として、プロジェクトマネジメント室、廃炉安全・品質室、廃炉資材調達センター、原子力安全・統括部、原子力運営管理部、原子力人財育成センターの長及び所長を指導監督し、廃炉・汚染水処理業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室を除く。）。</p> <p>(5) プロジェクトマネジメント室は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける廃炉全体の中長期的な工程、人的資源の計画、実施計画の策定及び管理並びに各プロジェクトの進捗状況の監視・評価及び人的資源の再配分に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・リスク管理グループは、保安管理及び原子力安全の総括（安全評価、リスク管理を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(7) 品質向上グループは、不適合管理及び改善活動全般（設計・開発の変更管理、調達を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(8) 基盤整備グループは、品質保証体系の総括、品質管理のための基盤の整備及び原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(9) 廃炉資材調達センターは、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子力安全・統括部は、福島第一廃炉推進カンパニーにおける安全・品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 原子力運営管理部は、福島第一原子力発電所の運転に関する業務（プロジェクトマネジメント室所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(12) 原子力人財育成センターは、保安教育及びその他必要な教育の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。<u>なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第107条（施設管理計画）に基づき実施する。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 保安管理体制に関する事項 <u>(2) 原子炉施設の定期的な評価に関する事項</u> <u>(3) 運転管理に関する事項</u> <u>(4) 燃料管理に関する事項</u> <u>(5) 放射性廃棄物管理に関する事項</u> <u>(6) 放射線管理に関する事項</u> <u>(7) 保守管理に関する事項</u> <u>(8) 原子炉施設の改造に関する事項</u> <u>(9) 緊急時における運転操作に関する事項</u> <u>(10) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</u> 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、計画・設計センター所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 保安管理体制に関する事項 <u>(2) 運転管理に関する事項</u> <u>(3) 燃料管理に関する事項</u> <u>(4) 放射性廃棄物管理に関する事項</u> <u>(5) 放射線管理に関する事項</u> <u>(6) 施設管理に関する事項</u> <u>(7) 原子炉施設の改造に関する事項</u> <u>(8) 緊急時における運転操作に関する事項</u> 3. 所長を委員長とする。 4. 運営委員会は、委員長、廃炉安全・品質室長、計画・設計センター所長、原子炉主任技術者、電気主任技術者に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>（原子炉主任技術者の選任） 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の<u>工事又は保守</u>管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者<u>については</u>、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>（原子炉主任技術者の選任） 第8条 廃炉・汚染水対策最高責任者は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <p>（1）原子炉施設の<u>施設</u>管理に関する業務 （2）原子炉の運転に関する業務 （3）原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務 （4）原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任し、<u>複数の号炉を兼任させることができる。</u> 3. 原子炉主任技術者及び代行者は特別管理職とする。 4. 1号炉から6号炉の原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、第9条に定める職務を専任する。 5. 第4項以外の原子炉主任技術者<u>であって、複数の号炉を兼任していない場合には</u>、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務を兼務できる。 6. 第5項の原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について原子炉主任技術者の職務と副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務が重複する場合には、原子炉主任技術者としての職務を優先し、副所長、放射線・環境部又は防災安全部の職務については、上位職の者が実施する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第5項に基づき、改めて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(電気主任技術者の選任) 第8条の2 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者は、特別管理職とし、工事、運転、保守等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>3. 電気主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>4. 電気主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者を選任する。</p>	<p>(電気主任技術者の選任) 第8条の2 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者は、特別管理職とし、工事、運転、保守等の業務に直接係らない者とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>3. 電気主任技術者の代行者は、特別管理職とする。なお、該当者がいない場合は、これに準じる者とする。</p> <p>4. 電気主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項及び第2項に基づき、改めて電気主任技術者を選任する。</p>	<p>電気主任技術者選任要件の変更に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由																																		
<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「<a href="#">DG-24-1</a> 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="92 856 1154 1722"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条（地震・火災等発生時の対応）</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第73条（運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条（保全作業を実施する場合）</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第76条（異常発生時の基本的な対応）</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第121条（報告）</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第74条（保全作業を実施する場合）	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合	<p>(原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。 (2) 表9-1に定める事項のうち、第118条及び第119条については、廃炉・汚染水対策最高責任者の承認に先立ち確認し、その他の事項については、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第121条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) 保安委員会及び運営委員会に少なくとも1名が必ず出席する。 (8) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。 2. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(中略)</p> <p>表9-2</p> <table border="1" data-bbox="1311 856 2374 1722"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条（地震・火災等発生時の対応）</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第73条（運転上の制限を満足しない場合）</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第74条（保全作業を実施する場合）</td> <td>必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第76条（異常発生時の基本的な対応）</td> <td>異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第121条（報告）</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	運転上の制限を満足していると判断した場合	第74条（保全作業を実施する場合）	必要な安全措置	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
条 文	内 容																																			
第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																																			
第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																			
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																			
第74条（保全作業を実施する場合）	必要な安全措置																																			
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																			
第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																			
第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																			
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																			
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																			
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合																																			
条 文	内 容																																			
第17条（地震・火災等発生時の対応）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																																			
第73条（運転上の制限を満足しない場合）	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																			
	運転上の制限を満足していると判断した場合																																			
第74条（保全作業を実施する場合）	必要な安全措置																																			
	運転上の制限外から復帰していると判断した場合																																			
第76条（異常発生時の基本的な対応）	異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																			
第121条（報告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合																																			
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																																			
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																																			
	東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「福島第一炉規則」という。）第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合																																			

変更前	変更後	変更理由
<p>(電気主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者は、事業用電気工作物（原子炉施設に限る。）の工事，維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実にを行うことを任務とし，次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては，必要に応じて電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には，電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。</p> <p><u>(3) 定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に従って検査の指導及び監督を行う。</u></p> <p><u>(4) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。</u></p> <p><u>(5) 使用前検査及び施設定期検査には，あらかじめ定めた区分に従って検査への立会い又は検査記録の確認を行う。</u></p> <p><u>(6) あらかじめ定められた点検すべき記録について，確認を行う。</u></p> <p><u>(7) 運営委員会に必ず出席する。</u></p> <p><u>(8) その他，電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</u></p> <p>2. 電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者は，電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(電気主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者は，事業用電気工作物（原子炉施設に限る。）の工事，維持及び運用に関する保安（以下「電気工作物の保安」という。）の監督を誠実にを行うことを任務とし，次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の保安のための諸計画立案にあたっては，必要に応じて電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者に対し指示又は指導・助言する。</p> <p>(2) 電気工作物の保安上必要な場合には，電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者へ指示又は指導・助言する。</p> <p><u>(3) 法令に基づき行われる立入検査に立会う。</u></p> <p><u>(4) 使用前検査及び施設定期検査には，あらかじめ定めた区分に従って検査への立会い又は検査記録の確認を行う。</u></p> <p><u>(5) あらかじめ定められた点検すべき記録について，確認を行う。</u></p> <p><u>(6) 運営委員会に必ず出席する。</u></p> <p><u>(7) その他，電気工作物の保安の監督に必要な職務を行う。</u></p> <p>2. 電気工作物の工事，維持及び運用に従事する者は，電気主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p><u>(原子炉施設の定期的な評価)</u>  第10条  <u>1～6号機械設備GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各プログラム部長及び各GMは、以下の事項を実施する。</u>  <u>(1) 保安活動の実施の状況の評価</u>  <u>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</u>  2. 組織は、第1項の評価の結果、原子炉施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>	<p>第10条  <u>削除</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



変更前		変更後		変更理由
<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p>		<p>(構成及び定義) 第11条 本章における原子炉の状態は、原子炉に燃料が装荷されていない状態とする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p>		<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
<p>管理的手段による確認</p>	<p>系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を適切に組み合わせて間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。</p> <p>(1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。</p> <p>(2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。</p> <p>(3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。</p> <p>(4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。</p>	<p>管理的手段による確認</p>	<p>系統・設備に対する確認事項を実際に直接的に確認するのではなく、次の事項から1つないし複数を適切に組み合わせて間接的に確認することをいう。ただし、実際に直接的に確認することを妨げるものではない。</p> <p>(1) 当該系統・設備において、その機能に影響を及ぼす警報が発生していないこと。</p> <p>(2) 当該系統・設備の必要な機器に電源が供給されていること。</p> <p>(3) 当該系統・設備が機能することを示す至近の記録を確認すること。</p> <p>(4) 当該系統・設備に対して施錠又は区域管理等が実施されていること。</p>	
<p>原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</p>	<p>原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</p>	<p>原子炉建屋内で照射された燃料に係る作業</p>	<p>原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。</p>	
<p>速やかに</p>	<p>第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する<sup>※3</sup>準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p>	<p>速やかに</p>	<p>第3節運転管理において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する<sup>※3</sup>準備が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか一つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p>	
<p>定検停止時</p>	<p><u>施設定期検査（以下「定期検査」という。）のために原子炉が停止している期間をいう。</u></p>	<p>安全確保設備等</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。</p> <p>(1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策</p>	
<p>安全確保設備等</p>	<p>「東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される特定原子力施設に対する『措置を講ずべき事項』に基づく『実施計画』の提出について」において提出した実施計画に係る以下の設備等をいう。</p> <p>(1) 原子炉等の監視 (2) 残留熱の除去 (3) 原子炉格納施設雰囲気監視等 (4) 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理 (5) 電源の確保 (6) 電源喪失に対する設計上の考慮 (7) 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理 (8) 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 (9) 放射性気体廃棄物の処理・管理 (10) 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 (11) 作業員の被ばく線量の管理等 (12) 緊急時対策</p>			
<p>※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>4. 本編における「当直長」とは、5/6号炉の当直長をいう。</p>		<p>※3：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p> <p>4. 本編における「当直長」とは、5/6号炉の当直長をいう。</p>		

変更前	変更後	変更理由								
<p>(原子炉施設の運転員の確保) 第12条 運用部長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運用部長は、原子炉施設の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運用部長は、表12に定める人数のうち、2名以上を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="151 655 881 835"> <tr> <td></td> <td>当直</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>3名以上</td> </tr> </table>		当直	1班あたりの人数	3名以上	<p>(原子炉施設の運転員の確保) 第12条 運用部長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 運用部長は、原子炉施設の運転にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表12に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転管理責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 運用部長は、表12に定める人数のうち、2名以上を主機操作員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>表12</p> <table border="1" data-bbox="1377 655 2104 835"> <tr> <td></td> <td>当直</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>3名以上</td> </tr> </table>		当直	1班あたりの人数	3名以上	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
	当直									
1班あたりの人数	3名以上									
	当直									
1班あたりの人数	3名以上									

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（<u>原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び</u>第94条の2第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設及び設備のうち、<u>第107条に基づく特別な保全計画に定められ</u>、復旧が終了したものについて点検を行う。ただし、水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 <u>(2) 制御材駆動設備</u> (3) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、「<u>QI-51-6</u> 状態管理マニュアル」に基づき、<u>格納容器内部の関連パラメータの監視及び</u>第94条の2第1項で定める区域の巡視を行う。</p>	<p>(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（第94条の2第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設のうち、復旧が終了したものについて点検を行う。ただし、水没箇所等の巡視困難な箇所を除く。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 電源、給排水及び排気施設</p> <p>2. 当直長は、「状態管理マニュアル」に基づき、第94条の2第1項で定める区域の巡視を行う。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(新燃料の運搬) 第79条 プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉の新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. プール燃料取り出しプログラム部長は、管理対象区域内において、5号炉又は6号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※1</p> <p>(4) 法令に適合する容器に封入すること。※1</p> <p>(5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. プール燃料取り出しプログラム部長は、6号炉において、4号炉の新燃料を構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>4. プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>5. <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第88条第4項</u>を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>(新燃料の運搬) 第79条 プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉の新燃料を新燃料輸送容器から取り出す場合及び新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. プール燃料取り出しプログラム部長は、管理対象区域内において、5号炉又は6号炉の新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※1</p> <p>(4) 法令に適合する容器に封入すること。※1</p> <p>(5) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3. プール燃料取り出しプログラム部長は、6号炉において、4号炉の新燃料を構内用輸送容器から取り出す場合及び構内用輸送容器に収納する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>4. プール燃料取り出しプログラム部長は、5号炉又は6号炉の新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>5. <u>福島第一炉規則第14条の2第4項</u>を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1：発電所構外より発電所構内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">第 8 章 <u>保守</u>管理</p> <p>(<u>保守</u>管理計画) 第 1 0 7 条 <u>保守</u>管理を実施するにあたり、以下の<u>保守</u>管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【<u>保守</u>管理計画】</p> <p>1. 定義 <u>本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</u></p> <p>2. <u>保守</u>管理の実施方針及び<u>保守</u>管理目標 (1) 社長は、<u>原子炉施設</u>の安全確保を最優先として、<u>保守</u>管理の継続的な改善を図るため、<u>保守</u>管理の現状等を踏まえ、<u>保守</u>管理の実施方針を定める。また、12.の<u>保守</u>管理の有効性評価の結果、及び<u>保守</u>管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>保守</u>管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、<u>保守</u>管理の実施方針に基づき、<u>保守</u>管理の改善を図るための<u>保守</u>管理目標を設定する。また、12.の<u>保守</u>管理の有効性評価の結果、及び<u>保守</u>管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>保守</u>管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の<u>保守</u>管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>保守</u>管理の有効性評価の結果、及び<u>保守</u>管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、特定原子力施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <u>重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</u> (2) <u>重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</u> (3) <u>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」に規定される設備</u> (4) その他自ら定める設備</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 <u>施設</u>管理</p> <p>(<u>施設</u>管理計画) 第 1 0 7 条 <u>施設</u>管理を実施するにあたり、以下の<u>施設</u>管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【<u>施設</u>管理計画】</p> <p>1. <u>用語</u>の定義</p> <p><u>保全：設備の運転に関わる機能を確認、維持又は向上させる活動。実施計画に定める施設の安全確保を前提に、設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。</u> <u>工事：補修、取替え及び改造の総称であり、建設を含む。</u> <u>工事管理：保全のうち、設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理</u></p> <p>2. <u>施設</u>管理の実施方針及び<u>施設</u>管理目標 (1) 社長は、<u>特定原子力施設</u>の安全確保を最優先として、<u>施設</u>管理の継続的な改善を図るため、<u>施設</u>管理の現状等を踏まえ、<u>施設</u>管理の実施方針を定める。また、12.の<u>施設</u>管理の有効性評価の結果、及び<u>施設</u>管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>施設</u>管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、<u>施設</u>管理の実施方針に基づき、<u>施設</u>管理の改善を図るための<u>施設</u>管理目標を設定する。また、12.の<u>施設</u>管理の有効性評価の結果、及び<u>施設</u>管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ<u>施設</u>管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の<u>施設</u>管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の<u>施設</u>管理の有効性評価の結果、及び<u>施設</u>管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、特定原子力施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <u>実施計画に定める機能を有する設備</u>  (2) その他自ら定める設備</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>5. <u>保全</u>重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、<u>原子炉施設</u>の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSAから得られるリスク情報を考慮して</u>設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSAから得られるリスク情報</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の<u>保全</u>重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 <u>a) 系統レベルの保全活動管理指標</u> <u>系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2及びリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</u> <u>i. 予防可能故障(MPFF)回数</u> <u>ii. 非待機(UA)時間<sup>※1</sup></u> <u>※1：非待機(UA)時間については、待機状態にある機能及び待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>以下に基づき</u>保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 <u>a) 系統レベルの保全活動管理指標</u> <u>i. 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</u> <u>ii. 非待機(UA)時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節(運転上の制限)第55条、第59条、第61条、第62条、第64条、第66条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</u></p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定 (1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 a) 点検計画(7.1参照) b) <u>補修、取替え及び改造</u>計画(7.2参照) c) 特別な保全計画(7.3参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5.の<u>保全</u>重要度を勘案し、<u>必要に応じて次の事項を考慮する。</u> また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 <u>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経歴</u> <u>b) 使用環境及び設置環境</u> <u>c) 劣化、故障モード</u> <u>d) 機器の構造等の設計的知見</u> <u>e) 科学的知見</u></p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において<u>維持すべき原子炉施設の安全機能</u>に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>5. <u>施設管理</u>の重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)</u>と設計及び工事に用いる<u>重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、<u>実施計画記載施設</u>の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度<u>を参考に</u>設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。 <u>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、実施計画に定める施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を参考に組み合わせて設定する。</u></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の<u>施設管理</u>の重要度を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 組織は、<u>指標の監視計画を踏まえ</u>、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定 (1) 組織は、4.の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 a) 点検計画(7.1参照) b) <u>設計及び工事</u>の計画(7.2参照) c) 特別な保全計画(7.3参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5.の<u>施設管理</u>の重要度を勘案し、また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において<u>実施計画に定める設備</u>に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i. 時間基準保全</p> <p>ii. 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p><u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p><u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>i. 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①状態監視データの具体的採取方法</p> <p>②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>③状態監視データ採取頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>ii. 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①巡視点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>iii. 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①定例試験の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全</p> <p><u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p>	<p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i. 時間基準保全</p> <p>ii. 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式による点検を実施する時期までに、<u>点検の具体的方法、採取するデータ項目、管理基準、実施頻度及び実施時期等の必要な事項</u>を定める。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由
<p>7.2 <u>補修、取替え及び改造</u>計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、<u>安全上重要な機器に対する補修工事については、補修工事に対する法令に基づく必要な手続きの可否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの可否及びその内容を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>補修、取替え及び改造</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、<u>次の事項</u>を定める。</p> <p><u>a) 検査及び試験の具体的方法</u>  <u>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</u>  <u>c) 検査及び試験の実施時期</u></p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>a) 点検の具体的方法</u>  <u>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</u>  <u>c) 点検の実施時期</u></p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画にしたがって<u>点検・補修等</u>の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画  b) 設計管理  c) 調達管理  d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、<u>点検・補修等</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>点検・補修等</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>点検・補修等</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。  ※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>7.2 <u>設計及び工事</u>の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計及び工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、<u>実施計画に定める設備の工事を実施する場合は、その計画段階において法令に基づく必要な手続き<sup>※1</sup>の可否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの可否及びその内容を記録する。</u></p> <p><u>※1：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第64条の3（実施計画）第1項、第2項及び第7項に係る手続きをいう。</u></p> <p><u>(2) 組織は、設計にあたっては、第3条7.3（設計・開発）に基づき実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、<u>検査及び試験の具体的方法等</u>を定める。<u>詳細は、第3条8.2.4（機器等の検査等）に基づき計画する。</u></p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、実施計画に定める設備の状態に応じて、特別な措置を講ずる。</u></p> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a) 工事計画  b) 設計管理  c) 調達管理  d) 工事管理</p> <p>(3) 組織は、<u>実施計画に定める設備の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、7.1（点検計画の策定）及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>保全</u>の結果について記録する。</p> <p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、実施計画に定める設備の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、第3条8.2.4（機器等の検査等）に基づく検査・試験を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。  ※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



変更前	変更後	変更理由
<p>10. <u>点検・補修等</u>の不適合管理，是正処置及び<u>予防</u>処置  (1) 組織は，以下の a) 及び b) の場合には，不適合管理を行った上で，<u>9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置</u>を講じる。</p> <p>a) <u>点検・補修等</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合  b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって，定めたプロセスに基づき，<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は，(1) <u>a) 及び b) の場合の不適合管理，是正処置及び予防処置について記録</u>する。</p> <p>11. 保全の有効性評価  組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。<u>なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。</u></p> <p>a) <u>保全活動管理指標の監視結果</u>  b) <u>保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</u>  c) <u>トラブルなど運転経験</u>  d) <u>定期安全レビュー結果</u>  e) <u>他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</u>  f) <u>リスク情報，科学的知見</u></p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，7.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価  b) 劣化トレンドによる評価  c) 類似機器等のベンチマークによる評価  d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. <u>保守</u>管理の有効性評価  (1) 組織は，11. の保全の有効性評価の結果及び2. の<u>保守</u>管理目標の達成度から，定期的に<u>保守</u>管理の有効性を評価し，<u>保守</u>管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。  (2) 組織は，<u>保守</u>管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有  組織は，<u>保守点検</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>10. 不適合管理，是正処置及び<u>未然防止</u>処置  (1) 組織は，<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し，以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要な是正処置を講じるとともに，以下の a) 及び b) に至った場合には，不適合管理を行った上で是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全</u>を実施した構築物，系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合  b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって，定めたプロセスに基づき，<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は，<u>他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし，適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は，(1) <u>及び(2)の活動を第3条に基づき実施</u>する。</p> <p>11. 保全の有効性評価  組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は，あらかじめ定めた時期及び内容に基づき，保全の有効性を評価する。</p> <p>(2) 組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統及び機器の保全方式を変更する場合には，7.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統及び機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価  b) 劣化トレンドによる評価  c) 類似機器等のベンチマークによる評価  d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. <u>施設</u>管理の有効性評価  (1) 組織は，11. の保全の有効性評価の結果及び2. の<u>施設</u>管理目標の達成度から，定期的に<u>施設</u>管理の有効性を評価し，<u>施設</u>管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。  (2) 組織は，<u>施設</u>管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有  組織は，<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p><u>(溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施)</u></p> <p>第107条の3  <u>溶接事業者検査の検査実施責任者<sup>※1</sup>は、関係箇所と連絡をとり、溶接事業者検査を進めるとともに、所管する溶接事業者検査員の職務の遂行に関して指示及び管理を行う。</u></p> <p>2. <u>定期事業者検査の検査実施責任者<sup>※1</sup>は、関係箇所と連絡をとり、定期事業者検査を進めるとともに、所管する定期事業者検査員の職務の遂行に関して指示及び管理を行う。</u></p> <p>※1：検査実施責任者とは、検査実施箇所のGM又は検査実施箇所のGMが指名した者をいう。</p>	<p>第107条の3  <u>削除</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「<a href="#">NH-30-1</a> 保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各プログラム部長及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>(所員への保安教育) 第118条 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子力人財育成センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育実施計画を表118-1, 2, 3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者及び所長の確認を得て廃炉・汚染水対策最高責任者の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力人財育成センター所長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第6条第2項に基づき保安委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各プログラム部長及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。原子力人財育成センター所長は、年度毎に実施結果を所長及び廃炉・汚染水対策最高責任者へ報告する。</p> <p>ただし、各プログラム部長及び各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力人財育成センター所長は、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>(省略)</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	変更理由																																																															
<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成（38.及び39.の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 <u>2. 各プログラム部長及び各GMは、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</u> <u>3. 組織は、表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p> <p>表120-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 点検・補修等の結果（安全上重要な機器<sup>*2</sup>は除く）及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td><u>4. 安全上重要な機器<sup>*2</sup>の点検・補修等の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む<sup>*3</sup>）及びその担当者の氏名</u></td> <td><u>実施の都度</u></td> <td><u>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</u></td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td><u>6. 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名</u></td> <td>実施の都度</td> <td>不適合管理、是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td><u>7. 保全の有効性評価、保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</u></td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td><u>8. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の毎日の補給量</u></td> <td><u>毎日1回</u></td> <td><u>1年間</u></td> </tr> <tr> <td><u>9. 警報装置から発せられた警報の内容<sup>*4</sup></u></td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>10. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u></td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 点検・補修等の結果（安全上重要な機器 <sup>*2</sup> は除く）及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>4. 安全上重要な機器<sup>*2</sup>の点検・補修等の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む<sup>*3</sup>）及びその担当者の氏名</u>	<u>実施の都度</u>	<u>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</u>	<u>5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>6. 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	不適合管理、是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>7. 保全の有効性評価、保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	<u>8. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の毎日の補給量</u>	<u>毎日1回</u>	<u>1年間</u>	<u>9. 警報装置から発せられた警報の内容<sup>*4</sup></u>	その都度	1年間	<u>10. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	交代の都度	1年間	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 <u>2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p> <p>表120-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td><u>4. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</u></td> <td>実施の都度</td> <td>確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td><u>5. 点検・補修等の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</u></td> <td>実施の都度</td> <td>不適合管理、是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td><u>6. 保全の有効性評価、施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</u></td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td><u>7. 警報装置から発せられた警報の内容<sup>*2</sup></u></td> <td>その都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u></td> <td>交代の都度</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td><u>9. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u></td> <td><u>その都度</u></td> <td><u>1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合には5年間）</u></td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>4. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>5. 点検・補修等の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	不適合管理、是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>6. 保全の有効性評価、施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	<u>7. 警報装置から発せられた警報の内容<sup>*2</sup></u>	その都度	1年間	<u>8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	交代の都度	1年間	<u>9. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合には5年間）</u>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																																															
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
3. 点検・補修等の結果（安全上重要な機器 <sup>*2</sup> は除く）及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
<u>4. 安全上重要な機器<sup>*2</sup>の点検・補修等の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む<sup>*3</sup>）及びその担当者の氏名</u>	<u>実施の都度</u>	<u>点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</u>																																																															
<u>5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
<u>6. 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	不適合管理、是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
<u>7. 保全の有効性評価、保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																															
<u>8. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の毎日の補給量</u>	<u>毎日1回</u>	<u>1年間</u>																																																															
<u>9. 警報装置から発せられた警報の内容<sup>*4</sup></u>	その都度	1年間																																																															
<u>10. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	交代の都度	1年間																																																															
記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																																															
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
3. 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
<u>4. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
<u>5. 点検・補修等の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名</u>	実施の都度	不適合管理、是正処置及び未然防止処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																															
<u>6. 保全の有効性評価、施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</u>	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																															
<u>7. 警報装置から発せられた警報の内容<sup>*2</sup></u>	その都度	1年間																																																															
<u>8. 運転管理責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</u>	交代の都度	1年間																																																															
<u>9. 運転上の制限に関する点検結果及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合には5年間）</u>																																																															

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前			変更後			変更理由
記録	記録すべき場合※1	保存期間	記録	記録すべき場合※1	保存期間	
1.1. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間	1.0. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間	関係法令等の改正に伴う変更
1.2. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	1.1. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	
1.3. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	1.2. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	
1.4. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	1.3. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	
1.5. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	1.4. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間	
1.6. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	1.5. 使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
1.7. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	1.6. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
1.8. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	1.7. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
1.9. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※6	1.8. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※3の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前			変更後			変更理由
記録	記録すべき場合※1	保存期間	記録	記録すべき場合※1	保存期間	
<u>20.</u> 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※6	<u>19.</u> 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	関係法令等の改正に伴う変更
<u>21.</u> 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6	<u>20.</u> 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	
<u>22.</u> 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6	<u>21.</u> 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※4	
<u>23.</u> 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	<u>22.</u> 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間	
<u>24.</u> 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※7	<u>23.</u> 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※5	
<u>25.</u> 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※7	<u>24.</u> 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※5	
<u>26.</u> 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間	<u>25.</u> 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1年間	
<u>27.</u> 事故発生及び復旧の日時	その都度	※7	<u>26.</u> 事故発生及び復旧の日時	その都度	※5	
<u>28.</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※7	<u>27.</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※5	
<u>29.</u> 事故の原因	同上	※7	<u>28.</u> 事故の原因	同上	※5	
<u>30.</u> 事故後の処置	同上	※7	<u>29.</u> 事故後の処置	同上	※5	
<u>31.</u> 風向及び風速	連続して※8	10年間	<u>30.</u> 風向及び風速	連続して※6	10年間	
<u>32.</u> 降雨量	同上	10年間	<u>31.</u> 降雨量	同上	10年間	
<u>33.</u> 大気温度	同上	10年間	<u>32.</u> 大気温度	同上	10年間	
<u>34.</u> 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	<u>33.</u> 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	
<u>35.</u> 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	<u>34.</u> 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	
<u>36.</u> 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※7	<u>35.</u> 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前			変更後			変更理由																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合※<sup>1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</td> <td>評価の都度</td> <td>※7</td> </tr> <tr> <td>38. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>39. 定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	37. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7	38. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	39. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間			<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合※<sup>1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</td> <td>評価の都度</td> <td>※5</td> </tr> <tr> <td>37. 使用前検査（社内）の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>38. 溶接検査（社内）の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>39. 施設定期検査（社内）の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	36. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5	37. 使用前検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	38. 溶接検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	39. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間		関係法令等の改正に伴う変更
記録	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間																														
37. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7																														
38. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																														
39. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																														
記録	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間																														
36. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5																														
37. 使用前検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																														
38. 溶接検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																														
39. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																														
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。</p> <p>※4：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※5：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※8：デジタルデータにより保存することができる。</p>			<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※6：デジタルデータにより保存することができる。</p>																													

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由									
<p><u>表120-2</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="65 241 667 294">記 録</th> <th data-bbox="667 241 896 294">記 録 す べ き 場 合</th> <th data-bbox="896 241 1142 294">保 存 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="65 294 667 903"> <p><u>1. 溶接事業者検査の結果</u></p> <p>(1) <u>検査年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の対象</u></p> <p>(3) <u>検査の方法</u></p> <p>(4) <u>検査の結果</u></p> <p>(5) <u>検査を行った者の氏名</u></p> <p>(6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u></p> <p>(7) <u>検査の実施に係る組織</u></p> <p>(8) <u>検査の実施に係る工程管理</u></p> <p>(9) <u>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u></p> <p>(10) <u>検査記録の管理に関する事項</u></p> <p>(11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p> </td> <td data-bbox="667 294 896 903"> <p>検査の都度</p> </td> <td data-bbox="896 294 1142 903"> <p>※9, ※10</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="65 903 667 1512"> <p><u>2. 定期事業者検査の結果</u></p> <p>(1) <u>検査年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の対象</u></p> <p>(3) <u>検査の方法</u></p> <p>(4) <u>検査の結果</u></p> <p>(5) <u>検査を行った者の氏名</u></p> <p>(6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u></p> <p>(7) <u>検査の実施に係る組織</u></p> <p>(8) <u>検査の実施に係る工程管理</u></p> <p>(9) <u>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u></p> <p>(10) <u>検査記録の管理に関する事項</u></p> <p>(11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p> </td> <td data-bbox="667 903 896 1512"> <p>検査の都度</p> </td> <td data-bbox="896 903 1142 1512"> <p><u>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※9：(1)～(6)については当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</p> <p>※10：(7)～(11)については当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間</p>	記 録	記 録 す べ き 場 合	保 存 期 間	<p><u>1. 溶接事業者検査の結果</u></p> <p>(1) <u>検査年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の対象</u></p> <p>(3) <u>検査の方法</u></p> <p>(4) <u>検査の結果</u></p> <p>(5) <u>検査を行った者の氏名</u></p> <p>(6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u></p> <p>(7) <u>検査の実施に係る組織</u></p> <p>(8) <u>検査の実施に係る工程管理</u></p> <p>(9) <u>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u></p> <p>(10) <u>検査記録の管理に関する事項</u></p> <p>(11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p>	<p>検査の都度</p>	<p>※9, ※10</p>	<p><u>2. 定期事業者検査の結果</u></p> <p>(1) <u>検査年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の対象</u></p> <p>(3) <u>検査の方法</u></p> <p>(4) <u>検査の結果</u></p> <p>(5) <u>検査を行った者の氏名</u></p> <p>(6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u></p> <p>(7) <u>検査の実施に係る組織</u></p> <p>(8) <u>検査の実施に係る工程管理</u></p> <p>(9) <u>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u></p> <p>(10) <u>検査記録の管理に関する事項</u></p> <p>(11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p>	<p>検査の都度</p>	<p><u>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>
記 録	記 録 す べ き 場 合	保 存 期 間									
<p><u>1. 溶接事業者検査の結果</u></p> <p>(1) <u>検査年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の対象</u></p> <p>(3) <u>検査の方法</u></p> <p>(4) <u>検査の結果</u></p> <p>(5) <u>検査を行った者の氏名</u></p> <p>(6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u></p> <p>(7) <u>検査の実施に係る組織</u></p> <p>(8) <u>検査の実施に係る工程管理</u></p> <p>(9) <u>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u></p> <p>(10) <u>検査記録の管理に関する事項</u></p> <p>(11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p>	<p>検査の都度</p>	<p>※9, ※10</p>									
<p><u>2. 定期事業者検査の結果</u></p> <p>(1) <u>検査年月日</u></p> <p>(2) <u>検査の対象</u></p> <p>(3) <u>検査の方法</u></p> <p>(4) <u>検査の結果</u></p> <p>(5) <u>検査を行った者の氏名</u></p> <p>(6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u></p> <p>(7) <u>検査の実施に係る組織</u></p> <p>(8) <u>検査の実施に係る工程管理</u></p> <p>(9) <u>検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u></p> <p>(10) <u>検査記録の管理に関する事項</u></p> <p>(11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u></p>	<p>検査の都度</p>	<p><u>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</u></p>									



変更前			変更後			変更理由																																																																																																												
表120-3 <sup>*11</sup> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質保証計画に関する以下の文書 第3条品質保証計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(5) 特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(9) 設計・開発の変更の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(13) 業務に関するトレーサビリティの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証に用いた基準の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>			記録	記録すべき場合	保存期間	1. 品質保証計画に関する以下の文書 第3条品質保証計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5年	(3) 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(5) 特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年	(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	表120-2 <sup>*7</sup> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書 第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td> <td>変更の都度</td> <td>変更後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(5) 業務・特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(9) 設計・開発の変更の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(13) 業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(15) 校正又は検証に用いた基準の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>			記録	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書 第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(3) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(5) 業務・特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	(13) 業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	関係法令等の改正に伴う変更
記録	記録すべき場合	保存期間																																																																																																																
1. 品質保証計画に関する以下の文書 第3条品質保証計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																																																																
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																																																																																		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(2) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(3) 業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(5) 特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
記録	記録すべき場合	保存期間																																																																																																																
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書 第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																																																																																
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																																																																																		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(2) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(3) 業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(4) 業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(5) 業務・特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(7) 設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(10) 設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(11) 供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(12) プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(13) 業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(14) 組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年																																																																																																																
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年																																																																																																																

変更前			変更後			変更理由																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、<u>過去</u>の測定結果の妥当性評価の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(17) 校正及び検証の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(18) 内部監査の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(19) <u>検査及び試験</u>の合否判定基準への適合の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(20) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可</u>した人の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(22) 是正処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(23) <u>予防</u>処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合	保存期間	(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、 <u>過去</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(19) <u>検査及び試験</u> の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(20) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可</u> した人の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) <u>予防</u> 処置の結果の記録	作成の都度	5年			<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、<u>従前</u>の測定結果の妥当性評価の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(17) 校正及び検証の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(18) 内部監査の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(19) <u>自主検査等</u>の合否判定基準への適合の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(20) <u>プロセスの次の段階に進むことを承認</u>した人の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(22) 是正処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>(23) <u>未然防止</u>処置の結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合	保存期間	(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、 <u>従前</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(19) <u>自主検査等</u> の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(20) <u>プロセスの次の段階に進むことを承認</u> した人の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) <u>未然防止</u> 処置の結果の記録	作成の都度	5年		関係法令等の改正に伴う変更
記録	記録すべき場合	保存期間																																																									
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、 <u>過去</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年																																																									
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
(19) <u>検査及び試験</u> の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年																																																									
(20) <u>リリース（次工程への引渡し）を正式に許可</u> した人の記録	作成の都度	5年																																																									
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年																																																									
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
(23) <u>予防</u> 処置の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
記録	記録すべき場合	保存期間																																																									
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、 <u>従前</u> の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年																																																									
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
(19) <u>自主検査等</u> の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年																																																									
(20) <u>プロセスの次の段階に進むことを承認</u> した人の記録	作成の都度	5年																																																									
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年																																																									
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
(23) <u>未然防止</u> 処置の結果の記録	作成の都度	5年																																																									
<p>※11：表120-1又は表120-2を適用する場合は、本表を適用しない。</p>			<p>※7：表120-1を適用する場合は、本表を適用しない。</p>																																																								

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(報告) 第121条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第73条） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第88条、第89条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第101条） (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「<a href="#">DF-51-11</a> トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「<a href="#">DF-51-11</a> トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>(報告) 第121条 各プログラム部長、運用部長又は各GMは、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合（第73条） (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合（第88条、第89条） (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合（第101条） (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第6号及び第8号から第15号に定める報告事象が生じた場合 (5) 第76条第1項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>



福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第3編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>1.6 安全確保設備等の運転責任者について                      1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉については，東北地方太平洋沖地震に伴う事故の影響により，非常用炉心冷却系等の設備が使用できない状況にあり，事故後に設置した原子炉压力容器・格納容器注水設備等によりプラントの運転管理を行っている。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>1.6 安全確保設備等の運転管理責任者について                      1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉については，東北地方太平洋沖地震に伴う事故の影響により，非常用炉心冷却系等の設備が使用できない状況にあり，事故後に設置した原子炉压力容器・格納容器注水設備等によりプラントの運転管理を行っている。</p> <p>(以下，省略)</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>4 <b>保守管理</b>に係る補足説明</p> <p>4.1 保全計画策定の考え方                      福島第一原子力発電所（1号機～4号機ならびに5，6号機の仮設設備）における点検・保守活動による信頼性確保として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高線量であること等を踏まえて可能な範囲での定期的な巡視点検やポンプの切替運転等に合わせた健全性確認，当該結果を踏まえた<b>補修，取替等</b>を線量も考慮の上，検討，実施する。</li> <li>・上記の保守活動に加え，振動測定等の状態監視や予防保全を目的としたポンプ等の定期的な分解点検や取替等を組み合わせた保守活動を行う。</li> </ul> <p>（中略）</p> <p>4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の<b>保守管理</b>について                      5・6号機については，建屋内へ流入する地下水により滞留水が増加している状況である。そのため，6号機原子炉建屋付属棟地下階に設置されている液体廃棄物処理系のステンレス鋼製タンクの腐食や使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却維持に必要な電源設備の被水について考慮し，<b>保守管理</b>の一環として，当該地下階滞留水の水質確認及び構内散水の放射能濃度確認を，以下の通り実施する。</p> <p>（以下，省略）</p>	<p>4 <b>保全計画</b>に係る補足説明</p> <p>4.1 保全計画策定の考え方                      福島第一原子力発電所（1号機～4号機ならびに5，6号機の仮設設備）における点検・保守活動による信頼性確保として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高線量であること等を踏まえて可能な範囲での定期的な巡視点検やポンプの切替運転等に合わせた健全性確認，当該結果を踏まえた<b>保全</b>を線量も考慮の上，検討，実施する。</li> <li>・上記の保守活動に加え，振動測定等の状態監視や予防保全を目的としたポンプ等の定期的な分解点検や取替等を組み合わせた保守活動を行う。</li> </ul> <p>（中略）</p> <p>4.2 5・6号機 滞留水の影響を踏まえた設備の<b>保全</b>について                      5・6号機については，建屋内へ流入する地下水により滞留水が増加している状況である。そのため，6号機原子炉建屋付属棟地下階に設置されている液体廃棄物処理系のステンレス鋼製タンクの腐食や使用済燃料プールに貯蔵されている燃料の冷却維持に必要な電源設備の被水について考慮し，<b>保全</b>の一環として，当該地下階滞留水の水質確認及び構内散水の放射能濃度確認を，以下の通り実施する。</p> <p>（以下，省略）</p>	<p>関係法令等の改正に伴う変更</p>